

厚生労働省省内事業仕分け 第10回議事録

厚生労働省政策統括官付政策評価官室

第 10 回厚生労働省省内事業仕分け
議事次第

日 時：平成 22 年 5 月 27 日（木）15:00～18:26

場 所：厚生労働省講堂（低層棟 2 階）

1. 開会

2. 議事（対象法人）

（1）医療研修推進財団

（2）安全衛生技術試験協会

（3）ヒューマンサイエンス振興財団

3. 閉会

○総括審議官 それでは、お待たせいたしました。第 10 回目の「厚生労働省省内事業仕分け」を始めたいと思います。

本日は誠に恐縮ながら、大臣以下政務三役は国会その他の関係でこの場に来られません。ただ、ビデオで撮っておりまして後で大臣は常に見ておられますし、状況は私の方からも政務三役に御報告をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日の進行につきましては有識者の仕分け人の中で、仁田先生にお願いをしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○仁田仕分け人 それでは、早速でありますけれども、ただいまから第 10 回「厚生労働省省内事業仕分け」を実施いたします。本日進行役を務めさせていただきます、東京大学社会科学研究所の仁田と申します。

本日は 3 つの団体、医療研修推進財団、安全衛生技術試験協会、ヒューマンサイエンス振興財団を対象といたしまして、省内事業仕分けを実施いたします。

まず最初に医療研修推進財団を取り上げたいと思います。それでは、省内事業仕分け室の方で御説明をお願いいたします。

○総括審議官 それでは、医療研修推進財団でございますが、資料 1 をご覧いただきたいと思ひます。表紙の裏側に法人の概要がございます。法人の概要だけ私から御説明をいたします。

基礎データにありますように常勤役員はおられません。非常勤の役員 22 名のうち 3 名が国家公務員の出身者でございます。職員につきましては常勤が 9 人、非常勤が 3 人でございますが、常勤職員 9 人のうち 3 人が国家公務員の出身者でございます。

全体の予算の規模は 2.2 億円でございますが、国からの財政支出は 22 年度はございません。

主な事務事業としてはそこにありますように、言語聴覚士の試験事務のほか、臨床研修医のマッチング事業等々を行っておりますが、本日仕分けの対象としましては、国の指定試験機関として行っております言語聴覚士の試験事務、登録事務を対象にお願いしたいと思っております。この関係での予算の規模は 1.2 億円、これは受験手数料等からなっているということでございます。よろしくお願ひいたします。

○仁田仕分け人 それでは、次に所管部局、法人から医療研修推進財団の事務事業の概要を説明いただきますとともに、当該法人の改革案の提示をお願いいたします。ポイントを絞って 13 分以内ということで、簡潔に御説明をお願いいたします。また、手元の資料を使って説明いただく場合には、どの資料に沿っているのかを明確にさせていただいて、説明をしていただきたいと思ひます。制限時間となる 1 分前に事務局の方でチャイムを鳴らしますので、御留意いただきたいと思ひます。それでは、お願ひいたします。

○医政局医事課長 資料 1 の 2 ページから順番で御説明申し上げたいと存じます。

2 ページで言語聴覚士の国家試験の概要について御説明したいと思ひますけれども、言語聴覚士はいわゆるリハビリ関係の医療職種の 1 つでございます。例えば脳卒中で倒れた

方で言葉が出ないといった方について、言葉が出るようにリハビリをするといったことを主として専門で担当する医療関係職種の1つでございます。

この国家試験の概要でございますけれども、受験資格といたしましては大学あるいは専門学校で3年以上必要な勉強をした者が対象となっております、試験科目といたしましては基礎医学から始まりまして、そこがございますような12科目についての試験が行われております。また、年1回の試験でございます、更に試験合格後は免許登録の業務も行うことになっております。

3ページ、言語聴覚士の国家試験を医療研修推進財団に事務をやっているわけでございますけれども、この指定試験制度の趣旨についてでございますが、もともと医療関係というのは国民の生命、身体に直結することもございまして、その資格制度につきましては国家資格制度という形になっておりますけれども、(2)にございますように、昭和58年の土光臨調の答申の中で、医療関係職種の国家試験については行政事務の簡素化、もっとわかりやすく言えば行政のスリム化という観点から、これ以降、国家資格化されたものについてはそれぞれ国が直接やるのではなくて、民間の機関を指定して事務をやっていただくことになったというものでございます。

「4. 指定の要件と指定理由」でございますけれども、指定の要件は言語聴覚士法に規定されますが、これは言語聴覚士だけではなくて、他の国家資格制度についても共通の要件となっております。実施方法に関する計画が適正かつ確実であるとか、あるいはこれを経理的あるいは技術的にちゃんとやっていける基礎があるといった、一般的な要件でやってございまして、法律には書いておりますけれども、実際には団体側からも申請によりまして指定をすることになっております。

当時もこの団体から申請がございまして、最終的に指定をしていいただろうという判断をしたわけでございますけれども、その理由はそこに書いてありますように、もともと法人は医師を始めとする医療関係職種の研修事業を中心に実績があったということから、試験事務にノウハウがあるだろうとか、あるいは医療機関その他関係者のネットワークがあるといったことなども踏まえまして、問題なしということで指定をさせていただいたといった経緯がございました。

4ページ以降につきましては、財団の猿田理事長から御説明を申し上げます。

○猿田理事長 理事長の猿田でございます。今お話がありましたような形で、私どもの財団が言語聴覚士の国家試験を受けさせていただきまして、4ページを見ていただきたいと思いますが、実際にやっている試験の状況でございますけれども、受験者は今お話がありました、平成10年に受けて、平成11年3月28日に国家試験を行っております。

このときから国家試験が始まるという形で、受験者数もかなり多いわけでございますけれども、その後ずっと見ていただきますと、平成22年2月20日に12回目をやりましたが、ここの5年ぐらいは大体受験者数が2,200~2,500人ぐらいう間ということと、もう一つ大切なことは合格率でございますけれども、大体50~65%ぐらいという形でございま

して、このところはほとんど同じような合格率でございます。

国家試験を通りますと今度は登録いたしますが、登録の方は4ページ目の右側でございますように、平成11年度は3,983名ありましたけれども、その後はずっとこういう状態で、一番最後の平成21年度の累積では16,402名ということでございます。

大切な試験の手数料等でございますが、受験の手数料が35,700円、これは平成21年度でございます。免許の登録手数料が8,000円でございます。

国家試験をやるに当たりましてどういう手順でやってくるかということ、5ページ目の左側に書いてありますように、試験問題の作成から実施・登録までの過程が書いてございまして、これは厚生労働省とも相談して試験委員を選びまして、それを厚労省側も認めていただいて、試験委員の発令をしていただくということでございます。

7月に試験委員会の第1回を開きまして方針決定・出題依頼をする。8月、9月にそういった問題の決定そのほか検閲をやりまして、9月で問題の検閲が終わる。10月になりまして予備問題そのほかをつくって、11月になりますと問題の校正をするという形、これが7回目でございます。その校正が終わりますと印刷をいたしまして、いよいよ国家試験の準備に入るという形で、国家試験は大体2月になっております。

その後、採点処理そのほかをして、3月に出した問題が妥当であったかどうか、それから、合否の判定そのほかをやるということで、試験の委員会としては全部で8回やることになっております。その後、合格者に対して交付をするという形でございます。

試験委員は先ほどもお話がありました、かなり幅広い領域に先生方はまたがってございまして、医師、歯科の先生方、社会学の先生方、実際の専門的な言語の方、聴覚の方が入りまして、全部で47名でございます。財団からは私始め事務局4名が参加してやるという形で行っております。

試験の実施体制に関しましては右側に書いてございますように、試験委員の確保をするのが非常に大変で、今、申し上げた医学、歯学、心理学あるいは言語聴覚士の大学の教授あるいは准教授の方々、病院長、言語聴覚士学校の先生方をお願いをしてやるという形でございます。

出願の受付・審査は21年度は2,549名でございました。試験の会場といたしましては全国で6か所、東京は2か所になりますけれども、北海道、東京、愛知、大阪、広島、福岡でやるという形でございます。そして、この試験のときは財団本部が6人、試験の監督そのほかということで200名の方をお願いしているという形で試験を行っている次第でございます。

6ページ、試験の事務に関する収支の問題でございますけれども、全体としての21年度の収支が1億1,304万4,652円、支出が1億1,763万4,560円で、今年度の場合には収支が赤字であった。それはなぜかということ、インフルエンザが御存じのとおり流行りまして、そういったことで試験のための予備室を設けなければいけない。あるいは消毒そのほかがあったということでございます。そして、実際に過去3年分の収支は18年、19年、

20年に示したとおりでございます。

一番問題の手数料35,700円が実際にどういう形で計算されてくるかという、人件費、物件費の合計を大体受けてくださる方々の数で割るという形で、たまたまここに書いてあるような形ですと35,000円程度になるということ。

試験登録に関します8,000円に関しましては、やはり人件費、物件費合わせまして人数で割ると8,000円になるという形で、35,700円の受験手数料と8,000円の登録料金。

以上が試験の大体の報告でございます。

財団の改革案でございます。先ほどの財団の組織に関しましては役員の問題と、そこから下りてきます厚労省関係の方々がございますけれども、平成22年度におきましては役員が22名、全部非常勤でございます。職員が12名、そのうちの9名が専属ということでございました。

これからということで任期のことがございますけれども、そういった方々を少しずつ整理して、できるだけ民間の人たちでやってこうという形で計画を立てておりまして、平成23年度は役員が20名、職員12名という形でやっていきます。

モノに関しましては、うちのところは借りてやっていますから見ていただくとおりでございますけれども、固定の資産、土地、建物はございません。

国からの財政の支出でございますけれども、実はがんの先生方の教育をしていた。そのとき補助金を一昨年までもらってございました。平成21年度は34,389千円をいただいておりましたが、22年度からはゼロということで補助金をいただいていないということでございます。

2ページ目、これからの組織を更にスリム化させようということでございますが、私どもの財団で一番重要な仕事は、研修医の方のマッチングをやることと、今、国家試験の問題そのほか大切なことはいろんな医療関係者の研修をしていくという形で、研修のノウハウを教えるということ、あるいは実際に実施するといったことがあります。

組織図といたしましては総務部、広報部、研修事業は今まで第一部、第二部、第三部、それから、一番私どもの財団で大切なことは、いわゆるシステム化によっていろんな教育をしていくということで、システム開発の第一部、第二部をつくっている。それから、試験の登録部ということがありますが、だんだん今、研修している分も少なくなってきましたので、これからの形としては総務部、研修事業部、システム開発部、試験登録部の4つにしてやっていこうという形でございます。

私どもの財団としては公益法人にするということで、役員をこれから大幅にこれから減らしていくというのが大体の計画でございます。

主なところはそういうところかと思えます。

○医政局医事課長 同じ資料の一番最後の4ページ目でございますけれども、指定試験機関等についてという表題にしておりますが、冒頭申し上げましたように、いわゆる国の国家試験を外部の民間機関に出してやってもらっている、そういう国家資格が全部で7つご

ざいまして、それぞれご覧のような団体にやっていただいている状況でございます。昭和58年の臨調答申以降、順次出してきたということでございます。

こういった事務を仮に7つの財団にお願いするのではなくて、移管しながら統合するといったことを考えたかどうかということ、一応私どもとしても考えてみました。効果と課題があるだろうと思っております、効果としては典型的な業務の効率化・経費削減に役立つだろうと、そこに書いてあるようないろんな効果があるだろうと思っております。

一方、課題といたしましては、そもそもこういった財団は関係団体との合意形成の下につくったこともありますので、団体の合意形成。試験の事務というものはリスク管理そのものでございますので、こういったリスク管理関係からすると、1団体に集中するというのは団体の負担もあるだろう。その他いろいろ課題もあるだろうと思っております、いずれにせよ最後の1行に書いておりますけれども、指定機関の統合の問題につきましては、関係団体の意向抜きにはできないと思っておりますので、今後関係団体とその可能性について協議をしたいと考えてございます。

以上でございます。

○仁田仕分け人 ありがとうございます。それでは、議論に入ります前に省内事業仕分け室からの論点提示を4分程度でお願いいたします。

○総括審議官 資料3「(財)医療研修推進財団の論点等について」。縦長の資料でございます。本日は仕分けの対象が試験の部分でございますので、2つ挙げさせていただいておりますが、1つは指定機関として行っております国家試験及び登録の事務が効率的に運営されているかということ。

それから、今、医政局からお話がありましたけれども、医療関係の7つの免許について、それぞれ別の法人を指定しているわけでありますが、そういう形がいいのか、あるいはむしろ統合して効率化を図る方がいいのかというのが、大きな論点の1つだろう。

もう一つは、これは国家試験でありますけれども、受験手数料や登録料があります。これらの額が適正かどうかというのがあると思っております。

やや詳しく1つ目の論点の関係でご呈示いたしますと、4ページをご覧いただきたいと思っております。先ほどの資料にもありましたが、それぞれの関係につきましてどういう業務をやっているかということ、それから、免許の保有者数、受験者数、合格者数等を参考までに挙げさせていただいております。4ページの表もご覧いただきながら、こういう体制がいいのか、統合がいいのかというご議論をいただければ幸いと思っております。

以上でございます。

○仁田仕分け人 ありがとうございます。それでは、議論に入りたいと思っております。一応30分程度を予定しております。医療研修推進財団の事務事業の必要性あるいは改革案の妥当性等を判断するために、仕分け人の方々から質問などを行っていただきまして、議論をお願いいたします。

議論の時間は 30 分を目安ですが、時間に限りがありますので、質問に対してはポイントを簡潔にお答えいただくようお願いいたします。回答が冗長になっている場合にはチャイムを鳴らしますので、御留意いただきたいと思います。制限時間となります 1 分前に、事務局の方でチャイムを鳴らすこととなりますので御留意ください。なお、この制限時間をお知らせするチャイムは 2 回鳴らすということでございます。

それでは、仕分け人の皆さんから御質問等をお出しいただければと思います。いかがでしょうか。

○田代仕分け人 田代でございます。よろしく申し上げます。

先ほど試験委員の確保が大変だというお話がございました。確かに 47 名の方は大変だと思いますが、処遇といたしますか、選ばれた方にはどれぐらいの日当を出されておるんでございましょうか。参考までに。

○事務局長 委員長につきましては 1 日 2 万 5,800 円ということでやっております。委員につきましては 2 万 4,000 円ということです。

○田代仕分け人 それが高いか安いかは別問題ですが、何もお金だけのことではないと思いますけれども、しかしやはり重要な試験委員でございます。この辺は理事長として、将来はもうちょっと上げてやらないとというお考えはおありでしょうか。

○事務局長 私も定期の職員ではございませんけれども、私が大体 1 日 2 万 5,000 円でございますので、それから考えて私よりも少し忙しいかなと思いますが、大体同じぐらいということで、やはり皆さん方はそういうことよりも国のためということでやっています。

○仁田仕分け人 建石仕分け人、どうぞ。

○建石仕分け人 今、1 日の日当が 2 万 5,000 円ということだったんですけれども、非常勤の役員さんは皆同じですか。

○事務局長 非常勤の役員につきましては、通常出ていただく方は 2 万 5,000 円ということで、1 週間に 1 回出ていただいております。あと 18 名は年に 2 回出ていただいて 1 万円という形になっています。

○猿田理事長 要するに理事会を開きますから、年 2 回。

○建石仕分け人 勿論、交通費は別ですね。

○事務局長 交通費含めてです。

○仁田仕分け人 ほかにはいかがですか。岩瀬仕分け人、どうぞ。

○岩瀬仕分け人 2 点ばかりお尋ねをしたいと思います。先ほどの厚労省側の説明で、医療研修推進財団に言語聴覚士の国家資格の試験の指定をしたのは、ここは試験事務にも長けて、試験事務ができるのではないかと判断をしたということですがけれども、当時は講習事業はやっていても試験業務はやっていないわけです。

前回、視察に行ったときにお聞きして、なぜここなのか、積極的な理由を教えてくださいと言ったときに、なかなか理解ができるような説明がなかったんです。1 つは衛星遠隔講習をしている、だからそれで講習自体が均質なんだという説明がありましたけれども、そ

れもよくわからない。であれば、ほかのいわゆる国家資格をやっている財団があって、しかもそこは実績もあるし、試験の事務あるいは試験の作成の経験があるわけですが、なぜそこにやらせないでこちらの団体に委任していらっしゃるのか。説明をしていただけますか。

○医政局医事課長 既にお願いをしている各試験と受け手の財団の関係ですけれども、詳細は省きますが、大体職種に関わる業務をやっている団体が中心に運営をしている。例えば義肢装具士であれば、福祉用具の研究開発や普及をやっているテクノエイド財団にお願いするとか、臨床工学技士ですと医療機器専門の財団にお願いをするということで、関係の深いところをお願いするという形で選んでいくというのが基本であったと思います。

残念ながら言語聴覚士につきましては、言語聴覚士に関係のある財団というのが当時見つけられなかったということだったと思います。そういう意味で先生がおっしゃるように、既存の団体にお願いするという手もあったのかもしれませんが、当時としては必ずしも試験事務をやっておりませんが、医療研修推進財団というのは医師を始めとして、医師が中心ですけれども、医療関係の研修事業をやっていた。そういう意味では医療関係ど真ん中の資質向上のノウハウを持っていたということから、財団さんとお話をして最終的に手を挙げていただいたという経緯があったということでございます。

○猿田理事長 私は3代目の理事長なんですけれども、平成7年にできましたときに、やはり最初の理事長も医師でございました。2番目の方も医師でございます。3番目も医師でございます。御存じのように言語聴覚というのは一番は脳卒中です。そういったもので口がきけなくなる。あるいはがんの治療です。喉頭部とか耳鼻咽喉科の先生方、非常に医者等の関係が強いところなんです。

そういったことから見ると、先ほどいろいろな財団がございましたけれども、私どものところは比較的医療関係にもっと近いところでやっている。しかも試験委員はそういう方々に入らせていただいているということがあって、私がなぜこの財団にこういう試験が来たんだろうかと考えたときに、医療関係がこれだけ濃いと、来ざるを得なかったのかなと私は感じます。

○岩瀬仕分け人 あともう一点お聞きしたいんですけれども、試験の試験料を払います。受けなかったら試験料金は返さないと書いてあるわけですが、これはある程度事務費を引いて試験料を返すというのは何となく最近のトレンドかなと思うんですけれども、そういう改革は余りお考えではないですか。

○医政局医事課長 済みません、私もすべて承知なわけでありませんが、多分国家資格関係を中心に受験料を戻すという話は、通常はないのではないかと思います。

○猿田理事長 私は大学出身なものですから、実は大学の方は、私は慶応大学ですけれども、お返しするようになりました。やはりまだこういったところの財団は、そういったことの話し合いがまだ十分できていないということかと思えます。

○岩瀬仕分け人 どうもありがとうございます。

○仁田仕分け人 ほかにございますか。安念仕分け人、どうぞ。

○安念仕分け人 これは試験をやるという話ですね。だとするとスペックを決めて業者に入札をさせればいいだけの話ではないかと思うんです。更には別に1業者である必要もなく、2業者、3業者が同時に試験をやっても構わない。というのは、1つのところでなく試験をするというのはおかしいと思う人が日本人に多いんです。そんなことはないので、要するに何年にもわたって違う問題をやっているわけですから、1年間に違う試験をやったって少しも構わないわけで、要するに一定のスペックを保てばそれでいいわけです。

ですから1団体が1回しかやらないという試験であれば、要するに入札すればいいし、入札のスキームの中で結構なんですけど、何団体かがやっても構わない。そういうものであるにもかかわらず、なぜ入札でもなく、かつ1個に限られているのか。その理由は何なんですか。

○医政局医事課長 これは別の場面で、蓮舫議員その他から安念先生と同じ御指摘をいただいてお答えしたんですけれども、つまり入札という言い方ではなかったんですが、いわゆる登録制度というものがあります。ある一定の基準を定めて、それに達する者についてはすべて認める。

ただ、私から申し上げたのは、さすがにこれは国家資格でありますし、その年に行われる国家資格、年1回行われているものについて、複数の団体が別々の試験を実施することになった場合、その試験の公平性についてはやはり問題があるのではないかということで、この法律の成り立ちも特定の1法人を指定するという形で成り立っている。そういうことで法律がつけられているのではないのでしょうかということを、御説明申し上げました。

○安念仕分け人 1年に1回だという前提でしましょう。合理性はないと思うけれども、それはいいです。

その前に、なぜ1機関をあらかじめ指定しなければならないのかがわかりません。つまり先ほど申しましたようにスペックを決めて、コンペにすればいいのではないかと私は思うんです。

○医政局医事課長 ですから、最終的には1法人が座るのではないのでしょうか。つまり何かの国家資格を得る、得ないといったときに、あるA法人がやる試験とB法人がやる試験とC法人がやる試験を一遍にやる。それぞれが別々の試験をやっている。それぞれがどういう難易度になっているかというのが、ばらばらになってしまう可能性が高いといったときに、一体どの水準でラインを引くのかといった非常に難しい問題が出てくるわけです。

受験者の側からすれば、B法人で受けた方が楽だったのかみたいな話になりかねない話ですから、やはりこういった試験というのは1法人が1つの試験を年複数回ということもあるかもしれません。医師国家試験もかつてはそうでありましたけれども、その場合だったらやはり合否の公平性というのは見るのかもしれませんが、合否の公平性、資格の公平性からすると、1法人が1つの試験を実施するという形が妥当ではないかと私どもは考えておりますし、法律はそのような形になっております。

○医政局長 補足をいたしますと、資料1の5ページをご覧いただきたいと思いますが、先ほど理事長からも説明しましたが、指定試験機関としては左にございますように、試験員を選任したりしてずっと1年間の作業があるわけです。安念さんがおっしゃったスペックを決めればというお話ですが、そのスペックということの中身かもしれませんけれども、私どもとしてはこれは国家資格であるということと、医療現場でまさに働く人の資格ですから、身体に対する侵襲性等もございますので、安全性についての確保というのは極めて重要だと思っています。

試験の委員の先生方も47名と多岐にわたる数がございますので、やはりノウハウの蓄積も必要だろうと思っております、そういう意味で試験委員会を頻繁に開催し、きちんとした試験問題をつくっていただいて、かつ、実施していただくということを一貫してやっていただくのが必要ではないかと思っております、今、申し上げたような形でやっているところでございます。

○猿田理事長 今、確かにまとめるという話がございますけれども、国家試験を受けた財団というのは非常に神経を使うんです。本当にその一人ひとりを選び出すということで、いろんな角度からその人一人を検討していかなければいけないことがございますので、私どもとしては物すごく神経を使うわけです。

そういったことで当然今、お話があったようにいろんな似たような試験があれば、一緒にできるだろうかと考えますけれども、やはり私どもが考えたときにはほかの重度のところとか歯科とは違うんです。私どもは責任を受けたからには本当に神経使ってやるものですから、なかなかそう簡単にはいかないですね。登録制でいいだろうかということも問題でございます。

○安念仕分け人 それは説明になっていません。まず第一に国家試験として大切なんだ。ならばそのスペックは大切なんだから言語で定義できなければだめなんです。大切なんだから定義できないなんて全く逆です。私は医政局長に申し上げます。理事長先生は結構です。これが第1点。

次に2つあるのはおかしい。そんなことはありません。法科大学院の適性試験は2つ3つやっているんです。ついでに申しましょう、アメリカの司法試験は50州全部でやっています。Reciprocityがありますから、やがて相互に資格を認証しているんです。それ自体何の問題も起きていません。ほかの医系の資格についてはなぜ1機関にならなければならないのか。その論理的な理由はあるんですか。

○医政局長 スペックとおっしゃっていることの意味合いをもう少し教えていただきたいんですけれども、どういう意味でスペックということおっしゃっているのか。

○安念仕分け人 資格について、ふさわしい知識とか経験といったものがあるわけでしょう。言語によって定義しなければならないんです。それはあるはずですよ。なしでやっているということはありません。だからそれは定義できなければならない。その定義は勿論ある程度のアローワンスとか裁量は認められるだろうけれども、その範囲内で試験

をつくるはずなんですから、国が直営しようが1機関であろうが10機関であろうが、そのスペックは定義されていなければならないのは当然のことです。

○医政局長 当然のことながら、試験科目に反映されるわけですね。試験の科目というのは試験委員の方が集まって、よく問題を精査して決めるわけです。その合否についてもいろんな議論をして、最終的にこのラインにしようとか決めて、これだったら言語聴覚士としていだろうという判断をちゃんとして決めるわけです。それは当然全国で年に1回やられるわけですから、公平な試験でなければいけないわけです。したがって、1つの機関で1つの試験問題できちんとやる必要があるではないか。

○安念仕分け人 違います。それなら毎年違う試験をやっているのに、どうしてそれがその間で公平だと言えるんですか。同じことなんです。公平が大切だということと、2機関以上でやってはいけないということは何の論理的な関連性もないんです。

○医政局長 2機関でやるということの意味合いがよくわからないんですが。

○安念仕分け人 実例を申しましたでしょう。例えば法科大学院の入学適性試験というのは公平でなくていいと医政局長は思いになりますか。違うんです。でも2機関でやっていて、2機関でやっているということについて何の問題も指摘されていないんです。

○医政局医事課長 先生、そういう考え方もあるかもしれませんが、法科大学院の適性試験だけで法科大学院の合否が決定するわけではないわけです。この国家試験というのは、これが資格をとるかどうかの最終判断の試験であるわけですから、適性試験のレベルの御議論と、こういった最終的な試験の議論というのは別の要素があるのではないかなと私は思っております。

○安念仕分け人 では行政書士の試験を見てください。都道府県知事が実施しております。この点については以上であります。

○仁田仕分け人 ほかにいかがですか。建石仕分け人、どうぞ。

○建石仕分け人 前回視察に行ったときに、試験の前に講習会を開いているという話を聞いたんですけども、それはやっていますか。

○医政局医事課長 多分申し上げたのは、言語聴覚士の制度ができたときに新たに試験を受けて言語聴覚士になる方のほかに、従来から同様の活動をしてきた方について、一定の資格研修を受けていただいて資格を得るという経過措置があったということで、そのための講習会を開いていたという御説明を申し上げますけれども、そのことをございますね。それはあくまでも経過措置でございましたので、現在ではやめているということをございます。

○建石仕分け人 現在はやっていないわけですね。

○猿田理事長 要するに平成11年から試験が始まりまして、それまでは試験をやっていなかったんです。そうすると5年間の講習をしっかりとしながら、その人たちに資格をとっていただくという形で試験をやった。そのときの講習でございます。

○中山仕分け人 中山でございます。組織のスリム化なんですけれども、この計画を見ま

すと余り削減されていかないように感じます。つまり役員等は削減しますが、全体としては余り減っていないということになっている。

一方で、金は例えば国からの補助金が 22 年度からなくなっていたりということもありますし、ただ、これは主流の事業なのかもしれませんけれども、ほかにはたしかマッチング研修、情報提供とかされていますが、定常的にその業務が行われるようになれば、もっと組織のスリム化が可能なのではないかと思うんですけれども、そこはいかがでございましょうか。

○猿田理事長 お答えいたします。今お話にございましたけれども、マッチングの事業というのは結局 1 年間にわたってどういうふうに準備していったら、どういうふうに情報提供をしてという形でやりますから、かなりの人数で 1 年の仕事としてやっていきます。

今の国家試験の問題も、要するに委員会を 8 回開く以外にいろんな形での事業をやっていますから、それも重なります。

もう一つ、私どもの財団で一番重要なことは、研修をいろんな医療領域の方、例えば理学療法士、作業療法士の研修をしなければいけない。あるいは放射線技師の研修をしなければいけない。そういった形の研修事業。

それから、先ほどのマッチングと絡みますけれども、今、約 1,050 人ぐらいの病院がこのマッチングに関係している。その各病院の情報を医学部卒業生の八千幾らの方々ちゃんと情報を提供しなければいけない。いわゆる研修のガイドブックをつくるといった形を考えると、これだけの人数でやるとかなり私は大変だと感じます。

○中山仕分け人 国の事業を受託している分が減少してきているのではないかと思います。なおかつ、それでも人が必要だというのはどういう論理になるのでしょうか。

○事務局長 21 年度から 22 年度で職員が 1 名減っています。それは補助金がなくなった講習会を担当していたのを 1 名減らしている。そして 22 年度と 23 年度は同人ですけれども、20 年度から比べると職員が 15 名いたのを 13 名、採用しないでそのままやっているという事情でございます。

○仁田仕分け人 それでは、私の方からも 2、3 質問させていただきます。

今の人数の話なんですけれども、最初の法人概要の仕分け室が説明していただいた職員のところが 12 人というのは、非常勤職員を含めて 12 人という意味なんです。

○猿田理事長 常勤 9 名です。

○仁田仕分け人 わかりました。それらの方々が右肩の組織図を見ますといろいろな部署に分かれておられると思うんですが、一応それぞれについての人数の貼り付けがわかれば教えていただけますか。

○猿田理事長 まず事務局長が総務、広報を担当しております。

総務部長が勿論おまして、一緒に総務のことをやっている。

先ほどから試験のことが出ておりますが、試験登録部がございまして、これが責任者の部長と全部で合計 3 名の方でやっております。

研修事業部が1名、システム開発部が2名ということで、総務そのほかの方がございますので、先ほどの事務局長、総務部長に加えて3名の方が手伝っているという形で、常勤は9名ですけれども、非常勤の方を雇っているということです。

○事務局長 非常勤を入れてもう一回説明させていただきます。

事務局長1、総務部5、広報を兼ねていたのがそこに入ります。

編集部1、システム開発部2、試験登録部3人です。

○仁田仕分け人 システム開発部があるというお話なんですけれども、システムというのは要するに何ですか。コンピュータシステムみたいなものを開発するんですか、どういうイメージをすればいいのか。

○事務局長 現在はマッチングの事業をここでやっている形になっています。

○仁田仕分け人 ということは、コンピュータのシステムを開発しているわけではなくて、マッチングのシステムを実際には開発するだけではなくて、動かしているということなんですね。

もう一つ質問させていただきたいんですけれども、ちょっと違う話なんですけど、最初に厚労省に聞いた方がいいのかもしれませんが、最初にこの財団が適切だろうということ判断して、手を挙げていただいた評価したということなんですけど、その評価は一体どうやってやったんですか。誰がどういうふうに評価したんですかというのが1つの質問で、もう一つは何年か経ったときに、中間評価みたいなのはやらないんですか。それを教えていただければと思います。

○医政局医事課長 先生、済みません。正確なことはわかりません。一応法令上は厚生労働大臣が申請を受けて、それにより指定をする。その際の基準を定めておりますけれども、内部的に書類をいただいて、同意をして、通常の決済手続をとって指定したということではなかったかなと思われまして。

その後、見直しをするかどうかということでございますが、一応これは法令上も財団の運営が不適切な場合には、指定を取り消すことができることになっておりますので、そういう意味では、いつでも評価をしながら取り消すことができるという構えにはなっているんですけれども、これまでのところ私どもの評価としましては、適切に運営していただいているのではないかと判断しているところでございます。

○田代仕分け人 田代でございます。先ほど医事課長から、1つの資格試験について1法人というのが法の精神だというお話がありましたけれども、事前に事務方から臨時行政調査会の昭和58年3月14日第5次答申という資料をもらったんです。

その中を読んでいますといろいろ書いているんですが「なお、指定試験機関制度等の活用にあたっては、既存団体の活用あるいは総合的な資格試験の実施等による運営の効率化を図るべきだ」という文章があるんです。

1つの例として、都道府県知事が行う各種の試験については、都道府県ごとに1つの指定団体、試験資格センターみたいなものを検討しなさいという話があるんです。勿論、資

格試験でいろんな事情があるというのはわかるんですけども、やはり1つの資格試験が新たにできたから、どこかにやらせるということではなくて、総合的に考えるというのが法の趣旨ではないかと思うんですが、これは厚労省の方にお聞きした方がいいかと思えますけれども、その辺についての過去の検討とか、あるいは今後の見通し等についてお願いします。

○医政局医事課長 私の言葉が足らなかったかもしれませんが、先ほど法の趣旨として1試験について1法人と申し上げたのは、1試験について複数法人が実施するというのではないですと申し上げたわけであって、1つの法人が複数の試験を請け負うことは勿論法律が禁止しているわけでもありませんし、先生御指摘のとおりに行革答申にその可能性についても探りを入れるということになっていたと思います。

例示としては県の事務がなっております。当時どれだけ議論があったかというのは、私ははっきりわかりませんが、いずれにいたしましても、その問題は制度創設当時も現在においても関係団体とよく相談して、最終的には関係団体でうちだったら複数試験をやる自信があるというような話にならない。あるいは今ある法人がうちは返上するという話になっていかないと、仕組みとしては私どもが頭ごなしにまとめろ、やめろと言うわけにはいかないだろうと思いますので、その意味で冒頭に申し上げましたように、そういった協議を始めたいと思っています。

○医政局長 補足いたしますと、資料2の4ページをご覧くださいんですが、御参考までということで申し上げますけれども、臨調答申を受けた後に新たな国家資格ができたときに、いわゆる試験事務を外で行ってもらいたいということで、その資格が医療関係で、そこにございますように臨床工学技士から義肢装具士等と来たわけでございます。

昭和63年の時点では、例えば医療機器センターというのは医療機の開発等々をやっているということもあって、臨床工学技士というのは人工心肺とか人工透析の保守点検あるいは操作をするような人ですから、そういう意味でやはりなじみのあるところと言いますか、非常に仕事に近いところで試験もやってもらおうということでスタートしたんです。

見ていただきますと、平成10年の時点で言語聴覚士をどこにやっていたかどうかとした場合に、全く新たな法人をつくるというのもあれだろうということでございますし、医療関係職種で医療機器センター、テクノエイド協会あるいは救急の財団がなじむかどうかとなったときに、むしろ先ほど猿田理事長からも御説明がありましたけれども、言語聴覚士の一番大きなニーズがあるのは脳卒中などのリハビリなものですから、やはり医師の研修をしていたところでやるのが望ましいのではないかということで、一番なじみのあるところをお願いをしたというのが経緯ではないかと私は推測いたしております。

○建石仕分け人 ささいなことかもしれないですけども、実は大きなことだと思うので、指定機関としての状況②に手数料の計算方式が出ているんです。過去3回というこの計算方式というのは、結構前のものの計算方式ですね。これは何年のものを組み合わせたんですか。

○事務局長 確かに 16 年度の手続をやっている、これを今後の受験の動向を見ましても検討したいとは思っているんですけども。

○建石仕分け人 これは 16 年度の改訂では 35,700 円ですね。最近の受験者の増加を考えると、かなり多くなっています。そうすると、ちょっと私も計算してみたんですけども。

○猿田理事長 19～21 年度まで計算すると約 35,000 円かかります。これは 16 年のときの計算でございますけれども、その後の手数料、そのほかの変わりがございます。それで 3 つの計算をしたものが出ております。大体 35,000～36,000 円の間ぐらいです。

○建石仕分け人 3 年という目安でもって変化していくんですけども。

○猿田理事長 これは実は移行期の問題があると思うんです。国家試験になって 5 年間受けさせるために、そういうことで数字が申し訳なかったんですけども、その後に計算しました。

○岩瀬仕分け人 先ほどの質問と少しダブるんですけども、当該財団が医師との関係があるとおっしゃられますが、結局その医師との関係というのは事務局が民間委員なり試験委員会なり回すだけであって、それほどこの財団でなければ試験を実施できないとは考えられないんです。

もう一つは先ほど関係団体と協議して、関係団体の了解を得られないと担当はできないんだというお話でしたけれども、これは国の試験なわけですから、関係団体と協議するのは当然だと思いますが、整理をしていくという形で、あなたはどこでやってくれという仕分けというか整理というのは、やはり国がやっていかないといつまで経っても合理化というのは進まないと思います。

その意味では、ここでなくてはならないという積極的な理由が全然見えないので、そこがもしあるんだったら教えていただきたいのと、協議という形で協議がまとまらなかったからここにやらすんだというのではなくて、より合理的な形の試験の事務というのを追求すべきだと思うんですが、その点についてお考えをお聞かせください。

○医政局医事課長 要するに、この法人以外にどこの法人があるのか。どこの法人が手を挙げてくれるのかということになりますと、先ほど局長からも申し上げましたけれども、やはりかなりそれぞれある意味では個性のある、職種に関係ある団体に今、行っておりますので、試験事務をやっているという意味ではその職種に関係する研修会なんかも、それぞれの団体がやっているような団体ですから、そう簡単に相手が見つかるというものでもないですし、逆のパターンといいたいまいしょうか、ほかの団体がやっている試験事務を、この団体にやっていただくという選択肢もあり得るんだろうと思います。

いずれにいたしましても国としても努力はしますけれども、冒頭に申し上げましたように統合についてはメリットもありますが、私どもは課題もあると思っております。リスク分散の問題その他課題があると思っておりますので、例えばこれは表に出る場合と出ない場合がありますけれども、漏えいの噂が流れる。例えば試験直前に漏えいの噂が流れて、そのことが事実として発覚するといった場合に、その試験は実施できなくなってしまうと

いうリスクを、いつも各団体は思いながら仕事をやっているわけです。

我々もそれをバックアップしているわけですが、それを仮にみんな同じ時期に試験をやっていますから、同じ時期にある団体で漏えいした。そこで複数の試験をやっているという話になった場合に、それぞれの試験についてそれはおかしいのではないかと、信頼を揺らぐ事態になるわけなんです。

そういったことも含めて、試験事務の統合というのは効率化を期待するものではありません。効率化はいい面はあるだろうと思っておりますけれども、リスク分散の関係を考えますと、ここはリスク負担という問題がありますので、団体とよく話し合っ、その可能性を協議したいと思っております。

○猿田理事長 実際、理事長としてはおっしゃったことは非常に大切なことで、私どももできるだけ相談できて、一緒にできることがあれば、少しでもそれはメリットですから、それも当然考えていますけれども、それは相手もありますから、これから私どもとしては検討していく。

一番大切なことは国民に対してしっかりした医療を提供するというのが私たちの仕事でございますから、それがしっかりできれば大いにやっていきます。だからそれは相談していかなければいけないし、私が決めることではございません。私たちは受けているんですから、そういった形で勿論今お話があったことは大切なことだと思います。検討していきたいと思えます。

○仁田仕分け人 済みません、議論は尽きないんですけれども、進行役の不手際で最後チャイムを2回鳴らされてしまいましたので、この辺で質疑は終わりにさせていただきたいと思えます。

申し訳ありませんが、ただいま議論いただいた医療研修推進財団について仕分け人からの御意見をいただくため、お手元の評価シートに御意見を御記載ください。時間は2分です。制限時間の1分前に事務局においてチャイムを鳴らすという仕組みでございます。それでは、よろしく願いいたします。

(評価シート記入・回収)

○仁田仕分け人 それでは、評価シートに沿いまして、まず医療研修推進財団事務事業等について、仕分け人の皆さんからお一人1分程度で意見表明をお願いします。

○安念仕分け人 制度については指定制度の意味が全くわかりません。何度か御説明の中に「なじみの団体」とおっしゃり、言葉尻をとらえて申し訳ないけれども、私は国家試験でなじみという言葉が出てくるのに大変驚きました。カルチャーが違うのかもしれないが、本来国家が責任を持ってやらなければいけない試験なんですから、国家が一旦引き取って、もしアウトソーシングするのであれば先ほど申しましたように、スペックを定義して複数の団体が競争可能なような環境に置くべきだと思います。

ただし、この財団自体は大変まじめにやっておられるんだと思えました。そのことは少しも疑いません。ですから、財団御自身の御努力については敬意を表するものです。

○岩瀬仕分け人 私はこの財団で言語聴覚士の試験を独占的に行うということの積極的理由を見いだせません。ですから他の機関とここでやるか、ほかのところをお願いするか、統合してより合理的な事務と、より安い試験料、登録料を追求した上で国民に還元すべきであろうと考えます。

○田代仕分け人 先ほどからいろんなリスクがある、非常に難しい、秘密漏えいがあるというのはよくわかるんですが、例えば民間でも1つの会社というのはいろんなことをやっているんです。それぞれに取締役がおって全責任を持ってやっているわけです。その上に社長というのがおるわけです。

そういう組織と比較した場合、全部が社長でなければいけないというのが私には理解できないし、できるだけ効率化ということを考えなければいけない時期でございますので、今の財団さんがどうこう言うてくるのは関係ないんですけども、この作業自体、仕事自身は非常に大事だと思いますが、できるだけそういうことで、とにかく1つの資格試験は1つの法人だということから、1歩も出ないというのはどうかなと考えます。

○中山仕分け人 言語聴覚士の試験に関しては、ある程度特殊な部分があると思うので、私は現状のままでもいいのではないかと思います。ただし、組織運営についてはもっと効率を高めて、より質を高めながらコストを下げるようお願いをしたいと思います。

○建石仕分け人 皆さんの意見と大体同じなんですけれども、先ほどから言われているように他団体との接点をとって、試験ですから試験のノウハウというのはそれぞれの団体が常にやっているわけですから、誰でも持っていると思います。あとは試験の内容です。それはまた別の問題なので、その辺は話して、他団体との統合をやっていただいたいというのが1つです。

やはり受験者に少しでも負担をかけない。それでなくても大学に行って、専門学校に行って負担がかかっている状態ですから、できるだけ安くという言い方もおかしいけれども、できるだけ還元するようなことでもって経営を運営していただきたいと思います。

○仁田仕分け人 それでは私の方から。

この試験に関するものでありますから、やはり重要な政策決定事項というのは手数料をどういうふうに組めるかということではないかと思います。手数料を幾らにするかを考えるときに、経費を基礎にして、それをまかなうだけの手数料を設定することになるわけですが、そうすると経費が妥当な水準に決まっているのかという問題が次にあると思います。

その辺はやはりほかの団体にも共通すると思いますけれども、それは適宜見直していくべきものではないか。今回はたまたまそういう機会になったということだと思いますが、それは本来の制度として組み込まれているべきものではないかと思いました。

一方では試験委員の報酬が1回 25,000円というのは、これは私の同業者は大体そういうところでやっているわけなんですけれども、忙しい先生たちを拘束して1回 25,000円でやるというのはいかがなものか。経済財政諮問会議の委員さんでも1回2万円ぐらいでやっていたから、そういう仕組みというのはちょっとこの辺で見直していただきたい

と思いますが、これは国全体の問題ですので、私の希望ということで申し上げておきたい
と思います。

以上です。

それでは、一応皆様に御意見をいただきました。仕分け意見の結果発表ということで、
統括審議官、お願いいたします。

○統括審議官 それでは、皆様方からいただきました評価の結果を御報告いたします。

評価の対象は試験登録事務でございますが、これにつきましては改革案では不十分が 5
人、改革案が妥当がお一人でございます。

不十分という方のうち、お一人は指定制度を廃止して国で直接実施でございます。3 人
の方は他の民間法人を指定して実施するということであります。お一人はこの法人の指定
を継続するが、更なる見直しが必要という中身でございます。

法人の組織運営体制につきましては、改革案では不十分が 4 人、改革案が妥当がお二人
という結果でございました。ありがとうございました。

○仁田仕分け人 それでは、政務三役からコメントをお願いいたします。

○足立大臣政務官 もう仕分け人の方の意見が出ておりますように、これは統合の可能性
と受験料の設定並びに還元の 2 点に尽きるような気がしております。多くの方もそうで
すけれども、私自身も国家試験を受けた人間としては、その可能性というのは論理的に十
分あり得ることだと私は思いますので、これは横並び、横串という点も含めて十分検討し
ていきたいと思っております。

以上です。

○仁田仕分け人 ありがとうございます。それでは、本日の議論や仕分け人の皆さんか
らの意見を踏まえて、厚生労働省におかれては医療研修推進財団の改革案を更に検討いた
だいて、とりまとめいただくようお願いいたします。

それでは、どうも本日は御苦勞様でございました。

(医療研修推進財団関係者退室)

(安全衛生技術試験協会関係者入室)

○仁田仕分け人 それでは、次に安全衛生技術試験協会の事業仕分けに移りたいと思いま
す。まず省内事業仕分け室から簡単に御説明をお願いします。

○総括審議官 それでは、安全衛生技術試験協会の資料 1 をご覧いただきたいと思いま
す。表紙の裏側の法人の概要につきまして、私の方から御説明いたします。

法人でございますが、まず役員は常勤が 3 人、非常勤が 9 人でございます。常勤役員 3
人は 3 人とも国家公務員の O B ということでございます。職員は 90 人、非常勤が 1 人
でございますけれども、常勤職員 90 人のうち 34 人が国家公務員出身者でございます。

予算規模は 16 億 5,000 万でございますが、ここも先ほどと同じように指定試験機関で
ございますので、この経費はすべて手数料等で行っているということで、国からの財政支
出はございません。

この協会につきましては大きく3つの種類の試験を行っておりますので、それぞれに分けて御評価いただきたいと思います。1つ目は労働安全衛生法に基づきますクレーン運転士等々の免許資格等の試験でございます。予算規模としては13.7億でございます。

2つ目は、これも労働安全衛生法に基づく資格でございますが、安全衛生コンサルタントの試験の業務。これが予算規模1.8億でございます。

3つ目が安全衛生関係でございますが、作業環境測定法に基づきます作業環境測定士の試験でございます。いずれも国家資格でございますが、この予算規模が1億円でございます。

法人の組織体制は右側にありますが、本部が4部4室5課29人。そのほかに地方にも試験センターがございまして、7センター72人でございます。下に組織図がありますが、全国7か所に安全衛生技術センターがございまして。

もともとは国家試験として国が直接やってきた時代から、国が整備した試験センターをそのまま指定試験機関となった後も、使って試験をやっているという状況でございます。よろしくお願いたします。

○仁田仕分け人 それでは、引き続きまして所管部局及び法人から安全衛生技術試験協会の事務事業の概要を説明いただきますとともに、その法人の改革案の提示をお願いいたします。13分以内となっておりますので、ポイントを絞って簡潔な御説明をお願いしたいと思います。

また、手元の資料を使って説明いただく場合には、どの資料に沿っているのかを明確にした上で説明をお願いしたいと思います。制限時間となる1分前に事務局でチャイムを鳴らすことになっておりますので、御留意いただきたいと思います。それでは、よろしくお願いたします。

○平野安全衛生部長 安全衛生部長の平野でございます。まず私の方から安全衛生技術試験協会において実施しております、労働安全衛生法及び作業環境測定法に基づく試験制度について御説明を申し上げます。

資料1の6ページをご覧ください。試験の制度については、試験は3種類ございまして、左側ですけれども、まず労働安全衛生法に基づく免許試験についてであります。

クレーンの運転ですとかボイラーの取扱い等、これを適正に操作しなければボイラーの爆発ですとか、あるいはクレーンの転倒という大きな事故あるいは災害が起きる危険がある作業であります。これらの作業に伴う災害には、やはりその作業に従事する労働者のみならず、周囲の労働者ですとか、場合によっては一般公衆まで被害が及ぶおそれがあるわけでありまして。

こういう重大な災害を防ぐために、危険な作業に必要な知識と技能を有する人だけがこういう作業に従事する、あるいは従事させる必要があることから、免許を受けた者でなければその業務に就かせてはならないと労働安全衛生法上なっております。そして、この免許を受けるためには、免許試験に合格することが必要になっているわけでありまして。

この免許試験は従来国がやっておったわけですが、試験が 18 種類にも及び、試験を実施していた当時の都道府県労働局の他の業務に支障が生じる。また、試験場の確保が困難なため、試験の実施回数が制限されるということで、受験者に不便をかけるなどの問題が生じておりました。そういうことのため、昭和 52 年の法改正によりまして、試験機関による免許試験の実施を可能といたしまして、常時試験を実施し得る体制を整備することによって、受験者の利便と行政事務の効率化を図ったものでございます。

次に真ん中のところ、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント試験についてでございます。この労働安全・衛生コンサルタントは事業上の安全マター、衛生についての診断及び指導等を行うことを業とするものでございまして、それと都道府県労働局長は事業者に対して、その事業上の改善を進めるために、必要な場合、安全衛生改善計画の作成をするという制度がございます。その際に中小零細企業を中心に専門的な助言が必要な場合には、このコンサルタントによる安全衛生に係る診断を受けて、その計画の作成について意見を聞くべきことを、勧奨することができるという制度にもなっております。

コンサルタントは、このコンサルタント試験に合格して、かつ、氏名ですとか、事務所の所在地等所要の事項の登録を受けたものでなければならないとされております。これも国が実施しておりましたが、行政事務の簡素合理化観点から平成 11 年に法改正をいたしまして、指定コンサルタント試験機関に試験事務を行わせることができるようにしたものでございます。

最後に作業環境測定士試験でございます。一番右側でございますが、事業者が有害な業務を行う屋内作業場については、労働災害を防止するために作業環境の測定を行って、その結果に基づいて必要な対策を講ずるとともに、その結果を記録しておかなければならないとなっております。

また、事業者は特定の作業場について有害物の濃度の測定を行うときは、作業環境測定士に実施させなければならないとなっております。この作業環境測定士は作業環境測定士試験に合格をして、かつ、登録講習を受けた者であって、所要の事項の登録を受けた者でなければならないとなっております。昭和 50 年に制定されました作業環境測定法で、指定試験機関に関する規定が盛り込まれております。

これらの 3 つの試験は、安全衛生技術試験協会を指定機関として指定いたしまして、試験事務を行ってもらっているということになっております。

免許試験につきましては昭和 53 年 6 月、コンサルタント試験につきましては平成 12 年 4 月に、作業環境測定士の試験につきましては昭和 51 年 4 月に指定をしております。労働安全衛生関係の複数の試験を一体的に実施することによって、試験事務についてのノウハウを活かして、効率的に事務が実施されていると考えております。

なお、これらの試験の試験手数料は国が決定いたしまして、政令で定めているところでございます。21 年度より安全衛生関係の免許試験の学科試験につきましては 8,300～7,000 円で作業を行ったところとございまして、23 年度からは更に 6,800 円への引き下げを予定

しているところでございます。

行政からは以上でございます。

○南本理事長 財団法人安全衛生技術試験協会の理事長をやらせていただいております、南本と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、御説明を申し上げますが、若干繰り返しのようになって恐縮でございますけれども、当協会は大きく分類しまして免許試験、コンサルタント試験、作業環境測定士試験の3種類の試験事務を行っているところでございます。当協会は7つのブロック別にある試験場、これを安全衛生技術センターと呼んでおりますが、そこで試験を実施しています。このほか受験者サービスのために、年1回は各都道府県に出かけていく出張試験を実施しております。

職員は90人であります。本部では免許試験の問題を本部職員が作成し、理事長が決定しております。この試験問題により各試験場で試験を実施してまいります。各試験場ではこのほか受験申請書の受付、受験資格の審査、合否の判定、合否の通知までを免許試験の試験事務として行っております。なお、試験の実施に関しましてはすべて厚生労働大臣の認可を受けた免許試験事務規定に基づき、厳正に実施しております。

免許試験の受験者申請数等についてでございますが、資料1の2ページをご覧くださいと思います。左の欄の囲いでございますけれども、21年度を見ますと学科試験の受験申請者数は全種目合計で18万6,000人余り、試験回数は延べ1,356回実施しております。試験手数料は基本的には学科試験は7,000円、実技試験はクレーンや移動式クレーン等の11,100円からとなっております。

3ページ、免許試験についての収支状況であります。平成21年度の欄を見ていただくと見込みですが、収入が14億2,400万円余り、支出が11億800万円余り、収支は3億1,500万円余りの黒字となっております。

コンサルタント試験についてであります。4ページにございます。コンサルタント試験は年間受験者数が1,500人程度で、かつ、筆記試験と口述試験で合否を判定することになっており、収支は残念ながら赤字となっております。

3つ目が作業環境測定士試験であります。5ページをご覧くださいと思いますけれども、作業環境測定士試験には一種と二種の2種類がございます。受験申請者の合計は年間で2,800人程度となっております。収支はマイナスとなっております。

資料2の改革案の説明に移らせていただきたいと思ひます。

2ページ、ヒトの関係でございますが、これまでの改革努力といたしまして国家公務員OBにつきましては、平成19年度の39人から、平成22年度には34人に削減してきております。

これからの改革努力でございますが、行政の御指導もございまして、平成22年7月中には理事長は民間出身者から選出されますよう、目下理事会、評議員会と所要の手続を進めております。平成22年5月12日からは既に常務理事及び非常勤の監事の公募を行って

いるところでございます。平成 22 年 7 月中には常勤理事 1 名の削減に向け、目下所要の
手続を進めているところでございます。更に職員につきましても平成 23 年度には常勤職
員 2 人を削減し、定年退職を迎えた国家公務員 O B の補充につきましては、すべて民間か
ら採用してまいります。

次にモノについてでございますが、当協会におきましては余剰資産はございません。

カネにつきましてですが、国からの財政支出はございません。

3 ページ、その他の改革事項に関しましては、事業費調整引当預金等の 19 億円に関し
まして、安全衛生技術センターの施設の改修等の受験環境の改善のために、必要な資金を
除きまして縮減をいたしたいと考えております。また、縮減により生じた資金は、当
面コンサルタント試験及び作業環境測定士試験の安定的な事業運営のための試験としたい
と考えております。

試験手数料に関しましてですが、免許試験の学科試験の手数料は平成 21 年度より 8,300
円から 7,000 円に引き下げられております。今後もこのように改訂があれば、当協会とい
たしましては適切に対応してまいりたいと思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○仁田仕分け人 どうもありがとうございました。それでは、まず仕分け室から論点提示
を 4 分程度でお願いいたします。

○総括審議官 それでは、縦長の資料 3 「(財)安全衛生技術試験協会の論点等について」
をご覧くださいと思います。

主要な論点といたしまして、2 点挙げさせていただいておりますが、1 つは今、説明が
ありましたように、安全衛生法に基づく免許試験等 3 つの試験の指定機関でございますが、
これらの試験が効率的に運営されているかどうかというのが 1 つ。

2 つ目は、これも先ほどの医療関係でも議論になりましたけれども、受験料等が適切な
額かどうか、適切な見直しが行われているかどうかということが論点だと思っております。

ちなみに試験手数料につきましてはそこに書きましたが、特に学科試験が一番上にござ
いますけれども、昭和 62 年以来順次引き上げが行われてきた中で、平成 21 年に今、話が
ありましたように 7,000 円に引き下げられたという経緯をたどっております。

そういう中で、各試験ごとの収支差でございますが、参考 2 にありますけれども、免許
試験につきましては 21 年度の見込みが 3 億円の黒字でございますが、その前もずっと 2
～ 5 億ぐらいの黒字がそれぞれ出ている状況でございます。

一方、コンサルタント試験と作業環境測定士試験につきましては、それぞれ 1 億円程度
あるいは 4,000～5,000 万程度の赤字基調になっているという状況でございますけれども、
こういう状況をどう判断するかということがあろうかと思っております。

もう少し細かいいくつかの論点をお示ししたいと思っておりますが、3 ページをご覧いただ
きたいと思っております。いろんな名目の引当預金等があるわけでございますけれども、全部挙げ
ますと、そこにありますように全体で 29 億でございます。この中には退職手当の引当金

でありますとか、クレーン等の減価償却の引当金等もあるわけですが、下線を引きました事業費調整引当金等、下の方の部分の約 19 億でございますが、これらについては、議論の余地が大きいのではないかと。先ほど 19 億円をどうするというあれもありましたけれども、この辺も判断をする必要があるのではないかと考えているところでございます。

4 ページは先ほど申し上げたようなことでございますが、受験者数等を参考に書いてございます。

5 ページは参考までに労働安全・衛生コンサルタント、作業環境測定士につきましては、それぞれいわゆる士業団体はございます。労働安全衛生コンサルタントに関しては労働安全衛生コンサルタント会がでございます。試験はここが行っておりますが、登録事務は安全衛生コンサルタント会に登録するという、士業団体が登録事務を行っているという関係になってございます。

作業環境測定士の関係も試験はこちらで行っておりますが、日本作業環境測定協会というものがございまして、登録事務等はこちらで行っているという関係で、要するに試験事務等々の事務は、別の協会が行っているという関係になってございます。

先ほども話がありましたが、全国 7 か所で安全衛生技術センターがありまして、そこで試験を行っております。これ自体は国有財産でございますので、協会の財産ではございませんが、ここで試験を行っております。

6 ページは手数料の話で、全体の額は先ほど申し上げましたけれども、29 億と申しますか、19 億と申しますか、それなりの積立金が積まれている。こういう状況も踏まえた中で、それぞれの試験の手数料の額をどう判断するかということがあるのではないかと。先ほど 7,000 円を 6,800 円に 200 円引き下げるといってお話もありましたが、学科試験の受験者数は約 20 万人で、20 万人で 1 人当たり 200 円だと約 4,000 万でございます。黒字基調が 3 ～ 5 億という中で、この引き下げ額をどう判断するかということもあるのではないかと考えています。

一方でコンサルタントや作業環境測定士試験は逆に赤字になってはいますが、これをどう考えるか。受験料の額が適正かどうか、引き上げる必要があるかどうか、また、その中で 11 億円を活用するという考え方をどう考えるかということも、論点としてあるのではないかと考えています。

以上でございます。

○仁田仕分け人 ありがとうございます。それでは、議論に移りたいと思います。安全衛生技術試験協会の事務事業の必要性あるいは改革案の妥当性等を判断するために、仕分け人の方々から質問などをいただき、議論を行いたいと思います。また、厚生労働省の政務三役からも議論の活性化のため、質問などを行っていただき、議論への参加をお願いすることがございます。

議論の時間は全体で 30 分を目安に考えております。質問に関しては簡潔にポイントに

即してお答えいただければと思っています。回答が冗長になっている場合にはチャイムを1回鳴らしますので、御留意いただきたいと思います。制限時間となる1分前に事務局においてチャイムを鳴らしますので、御留意ください。なお、この制限時間を知らせるチャイムは2回鳴らすということでございます。

それでは、皆様から御質問をいただきたいと思います。岩瀬仕分け人、どうぞ。

○岩瀬仕分け人 2つ、3つお聞きしたいんですけども、この試験を常時出張で行うという体制を、7か所だけではなくて全国的におとりになっているとお書きになっていますが、その場合どういう団体の協力を得て試験をしているのかを1つお聞きしたいのと、3つある試験のうち労働安全衛生法に基づく免許に関しては免許の登録料だけでいいのか、登録料が要るのかどうか。あとの2つ、コンサルタントと作業環境測定士は登録料が要ります。これはどこに登録料を払うのか。その登録料を払うところと当該財団との関係というのはどうなっているのか、その辺を簡単に御説明いただけますか。

○西野常務理事 試験協会の常務理事の西野でございます。よろしく願いいたします。

お尋ねのセンターで試験を実施している以外の部分の都道府県ごとに行う試験についてでございますが、受験地域によっては大勢の方が受験にお見えになるということで、協会の職員だけでは対応できないということでございます。その地域におけます労働災害防止団体などの御協力を得て実施をいたしております。

2つ目の免許料のほかに登録料はこの試験に関して要るかということでございますが、当協会は免許試験にかかる手数料だけでございます。登録料等については当協会に納付していただく問題はございません。

○南本理事長 クレーン等の免許試験については私どもで合否まで行いますが、そこから先の免許証を取得する場合には、国に取得のための申請をしていただいて、国から直接交付をされるという仕組みでございます。

○岩瀬仕分け人 コンサルタントと測定士に関しては、登録料を払わないと、登録しないと資格者として仕事ができないわけですね。ということは、こちらの団体は試験だけをしている。だから登録のことは知らないとおっしゃるけれども、登録を受け付ける団体と一体化していると見られると思うんです。それをうちは試験だけだから、登録のことは全く関係ないと言うには余りにも無責任という気がするんですけども、どういう団体に登録をしないと資格者として仕事ができないのか、教えていただけませんか。

○平野安全衛生部長 登録は、コンサルタントにつきましては労働安全衛生コンサルタント会という会で、登録機関として登録事務を実施しております。ちなみに登録料は3万円でございます。

作業環境測定士につきましては、作業環境測定協会というところが指定登録機関になっておりまして、こちらの登録料は2万5,800円でございます。

○岩瀬仕分け人 その場合、厚生省としてそういう団体と当該財団との連結で財務内容を公表しないと、なかなか一般にはわからないと思うんですけども、それをおやりになる

考えはないわけですか。

つまり試験をして、試験に合格しました。だけれども、ここの団体に登録しないと資格者として仕事ができない。分けているが、2つ一体化しないと試験を受けた意味もないわけですし、だからこれは一般的には分けているけれども、法人格が違うが、基本的には一体化した運営がされている。だったらその財務内容を連結で出すというのが、情報公開の流れの中ではやるべきことだと思うんですが、それはやらないということですか。

○平野安全衛生部長 現時点ではそういうことは考えておりません。

○岩瀬仕分け人 今までは考えなかったということですね。

○平野安全衛生部長 そういうことでございます。

○仁田仕分け人 安念仕分け人、どうぞ。

○安念仕分け人 減価償却引当預金等支出というのは何なんですか。普通の企業会計の何に当たるんですか。そもそも御社は不動産はないんでしょう。ボイラーとかクレーンを自前で持っているんですか。

○西野常務理事 ボイラーとか建物等は私どもは持っておりません。私どもの試験協会にあります印刷機器等の償却分でございます。

○安念仕分け人 わかりました。それで預金というのは何ですか。減価償却引当預金というのは何ですか。

○西野常務理事 減価償却のために、引当金として預貯金等で置いてあるものという意味でございます。

○安念仕分け人 預貯金等で置いてあるというのはどういう意味なんだろう。減価償却というのはバーチャルなものです。別にキャッシュが移動するというものではなくて、費用の中に法定の割合で計上されるだけの話ではないですか。それを預金で引き当てるといのはどういう意味なんだろう。減価償却の見合いのものを資産としてエントリーしておくんですか。公益法人はそういうものなんですか。

○石井総務部次長 石井と申します。

例えば先ほど印刷機などの話ができましたけれども、例えば200万円で買いますと次に買うときも200万円。ですから毎年法定の減価償却をしていきます。その減価償却した分を次買うときに備えて積み立てているものです。

○安念仕分け人 よくわからないけれども、それは一般的には資産の中に溶け込んでいるものです。それはいいですが、その後、事業費調整引当、設備更新、コンサルタント試験引当というのは何なんですか。

○西野常務理事 それぞれ例えばコンサルタント試験引当金は、先ほど収支でも見ていただきましたように、コンサルタント試験は毎年赤字が出ておりますので、安定的な事業を実施するために翌年、翌々年度の経費に充当できるよう引当をしているものです。

○安念仕分け人 それはおかしいでしょう。だって普通の企業会計というのは、1つのタイムスパンの中で費用と収益とが対応するようにするものです。これは恒常的に退職金の

ように法律上積み上げることが普通に認められているものではなくて、要するに毎年やっていくものですね。ということは、例えば平成 22 年度の試験のコストというのは平成 22 年度の収入でまかなっていくのが当たり前なのであって、将来の事業のために今から引き当てを積んでおくというのは、これは普通はない考えだと私は思います。

○西野常務理事 基本的には赤字の状態が恒常的なものですから、予算の中に勿論その経費につきましても部分的なものは入れておりますけれども、当然全体的な年度予算の中では消化できない、いわゆる対応できない部分があるということで、引当金として積ませていただいているものでございます。

○安念仕分け人 それはおかしいでしょう。それは内部補助しているわけでしょう。つまり、もうかっている試験でもうからない試験を内部補助しているわけで、それはおかしいではないですか。一般のボイラー試験をコンサルの試験を受ける人たちが何で補助しなければいけないんですか。こういうお金は本来、もうかっている方の試験の受験料等を安くするのに使うべきなのであって、赤字のところは赤字のところ受検料を上げるなり皆さんの報酬を下げるなりして、企業努力をそれに対して、そのセグメントで行うのが当然です。これは普通は許されることではないと思います。

○西野常務理事 当協会といたしましては、コンサルタント試験あるいは作業環境測定試験の指定を受けて、試験を実施しなければならないという責務もございまして、免許試験等も含めました試験協会全体の中で、当面の措置としてこれらのコンサルタント試験等の経費的には、非常に難しい部分の試験を実施させていただいております。

○安念仕分け人 説明してください。私は内部補助は許されない筋合いのものだろうと申し上げているんです。試験をする義務なんて当たり前ではないですか。自分で手を挙げたものですから、嫌ならやめればいではないですか。この部分だけとでもやりきれませんと言って、やめるのは自由でしょう。あるいは試験料を上げるか、いろいろな企業努力をするかして、内部保障をするのは全く理に合わないとは申し上げているんです。

○平野安全衛生部長 先生が言われるように、恒常的にコンサルタント試験あるいは測定士試験が赤字になっているというのは、ノーマルな姿ではないと思っております。ですから、今後ドラスティックに今ある赤字を全くゼロになるように、収支均衡するように上げるわけにはなかなかいかないわけですが、また、協会にも経費の節減等の努力もいただいで、手数料も上げて収支均衡に持っていきたいと考えております。

○安念仕分け人 その答弁もおかしいです。指定するのはおたくなんでしょう。こういうことでやっているようなところは本来、指定を取り消さなければいけないんです。違いますか。

○平野安全衛生部長 ただ、測定士にしましてもコンサルタントにしましても、労働者の安全と衛生を確保する上で非常に必要な資格であります。先生が言われることは十分わかるわけですが、そこは行政としても手数料の値上げとか、そういうことでそういう方向に持っていく努力をしていくことは、是非御理解をいただきたいと思っております。

○安念仕分け人 ほかに方法はあるではないですか。貸借対照表を見てください。真黒ではないですか。債務がほとんどないんです。こんな企業どこの世界にもないです。たつぷりと皮下脂肪をため込んでいるんです。どういう形でこれを外に出すか。いいですか、公益法人なんだから金もうけをするのが目的ではないんでしょう。内部留保をするのは公益法人の目的に反することです。ならば値下げをするかどうか。とにかく、そういうことを早急に御指導なさって、それでもやらないのなら指定の取り消しをするが当然だと思います。

○平野安全衛生部長 そういう引当金の問題等も含めて、行政として今年3月にきちんと性差をして、必要な措置をとるように指導をさせていただいておりますので、現在協会の方でそれを踏まえて具体的な検討をさせていただいていると理解しておりますので、そういう中で改善が進められると考えております。

○仁田仕分け人 中山仕分け人、どうぞ。

○中山仕分け人 収支決算書によりますと、先ほどの収支が免許試験の学科試験が大幅にプラスになるのもさることながら、予算と実績の乖離が極めて大きいですね。しかもそれが毎年です。なぜこのような予算との乖離が起きてしまうのでしょうか。うがった見方をすると、黒字を隠すためにあらかじめ支出を増やしているとも見えなくもないんですけれども、その辺の理由をお聞かせいただきたいです。

○西野常務理事 この資料で出ております22年度の収支決算書を見ていただいても、予算と執行状況との乖離があるということでございます。事業説明資料に19年度からの受験申請者の数字を挙げさせていただいておりますが、19年度が19万2,000、20年度が19万5,000というふうに、平成16年からこの4、5年間は従前は16万人程度であったものが急激に受験者が伸びたということで、その受験者に対応できるための緊急的な、臨時的な試験場の設置等のために、一定予算をそういう形で組んだところでございます。

また、執行の段階では予定をしておりました事業等が実施できなかったこと等によりまして、この乖離が大きくなったところでございます。私どもとしても十全の状況だと思っております。21年度からは受験者の状況が減少してきてまいっておりますので、予算についても御指導を受け、適切な予算の組み立てあるいは必要な補正の措置等を講じてまいりたいと思っております。

○中山仕分け人 それにしても大きいですね。例えばもし見込みより1万人増えても、もともとが7,000~8,000円のものであれば8,000万とかそんなレベルなのに、実際は4億ほど増えてしまうというのは、明らかに予算の見積もりが正しくないと思うんです。

○西野常務理事 御指摘の部分はあろうかと思えます。支出できなくて翌年度に繰り越したもので少し大きなものもありましたけれども、今、御指摘のような少し右肩上がりの状況に甘く立て過ぎた予算という御指摘は、そういうこともあろうと思えますので、今後は厳密な精査をした上の予算、あるいは場合によっては御指導を受けた場合の補正的な予算についても考慮していきたいと思っております。

○中山仕分け人 そのように考えますと、免許試験の200円ダウンというのは黒字続出ですね。例えば1,000円とか2,000円下げても十分いけるように思うんですけども、もっと大胆に適正化を図るようなお考えはないのでしょうか。

○平野安全衛生部長 来年度から7,000円から6,800円の200円引き下げを予定しております。これは平成16～20年度の免許試験にかかる平均事業費の支出と平均の受験者数をベースの前提に、収支が均衡となるよう1人当たりのコストを算出した結果、6,800円という形になったわけですが、21年度の実績ベースでまいりますと、中山委員がおっしゃるようにならぬ収支均衡にはならないわけですが、平成22年度に入ってから受験者数が非常に減ってきておまして、そういうことを踏まえると今回は200円のダウンということしていきたいと考えております。

○中山仕分け人 ただ、受験者が1万人減ったとしても6,800万ですね。まだまだ足りないと思いますけれども、これ以上は言いません。

○仁田仕分け人 建石仕分け人、どうぞ。

○建石仕分け人 赤字の試験のことなんですけれども、恒常的な赤字だとか言っているんですが、恒常的な赤字を出している内容について検討されているんですか。どうして受験者が少ないのか。この少ない受験者の状況の中で、これでベターなのかどうか。そういうことは検討されているんですか。

○西野常務理事 確かにこの収支が非常にバランスが悪くなっているというのは、受験者の数が減少してきているということだと思います。コンサルタント試験は非常に専門的な試験でございますので、問題の作成等に専門的な委員の方々を多くお願いする等の経費あるいは会場等の経費等々かかるわけですが、一方で受験者が一定の数おられれば、ある程度の部分がカバーできるだろうと思うんですが、いわゆる受験勧奨につきましては試験協会といたしまして、これを直接いろんな形でやっておらず、その意味でその受験者が伸びていないという部分もあるのかなと考えておるところでございます。

○建石仕分け人 結局、発掘はしていないということですね。

○南本理事長 この試験の口述試験は、公平に行うために1人の方に対して3人の試験委員でやる。医師の方も受けられることが多いこともございまして、大阪と東京の2会場持って3日ずつぐらいやっていることもございまして、そういう人数を減らせないかという努力もしたのですが、やはり15～20分ぐらいの口述試験で合否を判定するという試験の内容でございますので、どうしても3人の体制でやらないといけないとか、あるいは小さな面接室がたくさんあるような会場でなければなかなかできないこともございまして、会場のコストが下がらないかと思い、かなりいろんなところを探してみたんですけども、なかなかうまくいかない。そういうことで努力はいたしておりますが、現在のところはそういうところがございます。

受験料の値上げをしていただきたいということも申し上げてございますけれども、更に会場のコストを下げるとか、これも非常に難しいんですが、夏休みの大学の会場を貸して

いただくとか、そういう努力も今後はしていかなければいけないし、現に本年度の来年1月、2月にある試験会場については、更に安いところを確保する目途がつきまして、そういう努力はいたしているところでございます。

○仁田仕分け人 田代仕分け人、どうぞ。

○田代仕分け人 今後の組織のスリム化のことですけれども、常勤職員は今90人くらいおられます。それで平成23年度に2人減らす予定になっています。先ほどからお話がありましたように、平成19年、20年度というのは19万5,000人くらい非常にたくさん増えました。それがまた平常に戻るというか、16万人台に減るだろうという前提を置かれていると思うんですが、単純にこの比率で人数が減るとは思いませんが、それでも15～16%の人数は減るんですね。90人から2人というのと、いかにもこれは少ない。今の人数で19万5,000人処理できるのであれば、16万台になったらもう少しその辺は効率化を考えてほしいというのが常識ではないかと思うんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○南本理事長 2人は最低限の人数として。

○田代仕分け人 何人ぐらいにしますか。

○南本理事長 ちょっと相談して、計算してみなければわかりませんが、今、先生のおっしゃった御趣旨というのは私も理解いたしまして、恐らくこの数年の間に16万台になってくることは間違いのないものですから、定年退職した人の後を補充しないということを取りながら、とりあえず来年は2名、あるいはできればもっと数名の単位で減少させることはできると思いますので、努力いたしたいと思います。

○田代仕分け人 ちょっと前向きな話としまして、昨日もおとといも事前に視察させてもらいましたけれども、非常にたくさんの方の経験がある。この事業説明資料の6ページに、こういうふうにいるいろいろな方々がいるんですけども、これ以外に皆さん方は、あの試験は自分のところでもできるぞというものは、この場では言いにくいかもしれませんが、何かありそうな感じはするんですけども、これ以外はやれないということによろしいでしょうか。

○平野安全衛生部長 行政という立場から申し上げて、今、試験協会の方には指定機関として法律に基づいた制度の中で試験を実施していただいております。そういうことで国として、私の所掌でございますけれども、これ以外の試験を現在あるいはこれからも、試験協会にお願いをすることはないと考えています。

○仁田仕分け人 2、3点質問したいと思います。1つは1枚目に組織図があって、その上に人数が本部で29人、7センターで72人と書かれているけれども、7センターで72人だと大体10人ずつぐらいいらっしゃるということだと思っておりますが、本部は常時仕事があることは何となくわかるんですけども、地方のセンターの人たちが年間を通じてフルにちゃんと仕事が入るものなのだろうか、どういうお仕事をしておられるのかというのを1つお聞かせいただければと思います。

○西野常務理事 地方のセンターでございますけれども、冒頭申し上げましたように試験の実施はセンターで行うことになっております。具体的なイメージといたしましては、センターに受験票が送られてきて、受験資格の審査等をし、そこで試験を実施し、そこで合否の判定をし、合格通知を出していくことになるわけですが、各センターでは平均いたしますと月に14～15回ぐらい筆記試験、多いところでは5回ぐらい実技の試験がございますので、試験日がおおむね月のうちの半分から、一番ボリュームの多い関東センターなどでは6～7割程度が試験日で埋まってしまいます。それ以外のおときは受験申請書の審査でありますとか、合格表の通知事務ということですので、手持ちに仕事がないという状況では逆になくて、大変多忙な状況であると思えます。

○仁田仕分け人 もう一点、これは厚生労働省の方に何う方がいいのかもしれませんが、安全衛生技術試験協会は専門家の集団ということですのでけれども、この試験を例えば厚生労働省の団体なんかでこの協会をつくって、そこに出さなければいけないのか。それとも例えばよくわかりませんが、中災防とかそういう組織に受けてもらうということではできないのかということについて、ちょっと質問したいと思えます。

○平野安全衛生部長 多分、今、言われたのは試験を外に出している場合、士業関係、例えばコンサルタントであったらコンサルタント関係の団体で試験あるいは登録までとか、測定士なんかの業界もございますので、測定業界といったところでやるというのは1つの方法と考えられますけれども、現実として例えばコンサルタント会の場合は現在事務局が4人ぐらいしかいないところがございますので、そこで登録の業務だけをやっているわけですが、そういうところにこの難しい試験の業務を指定してやってもらうということは考えられないと思っております。

中災防にしましても試験を実施するというノウハウは全然ございませんので、そういう意味で効果的あるいは効率的にやるという意味で、この3つの試験をトータルとして試験協会でやっていただくのがいいだろうと判断しております。

○仁田仕分け人 安念仕分け人、どうぞ。

○安念仕分け人 御法人は土地建物はお持ちでないんですね。ここの冊子に出ている各センターというのは、大家は誰なんですか。

○西野常務理事 国の施設でございます。

○安念仕分け人 国は何のためにこの建物をつくったんですか。

○平野安全衛生部長 これは免許試験を実施する設備としてつくりました。

○安念仕分け人 公益法人しか使わない、それだけのための施設を国費でつくったんですか。

○平野安全衛生部長 国の免許試験を実施する設備を国がつくりまして、それを無償で業務委託をしています。

○安念仕分け人 そこまで丸抱えというのは、私は初めて聞きました。この話はうるわしいですね。わかりました。

○平野安全衛生部長 今の点について補足させていただきますと、国有財産と行政財産ということになるわけですが、もとの法律は国有財産法という法律になるわけですが、そういう国有財産を民間の団体に使わせる場合については、それを有償で使わせることは国有財産法では予定されていないということでございます。

例えば試験センターをこちらであれしているわけですが、それは有償ではできないとなっているということです。

○安念仕分け人 その点はもういいです。

○仁田仕分け人 チャイムが鳴ってしまいましたので、議論はいろいろ尽きないところなんですけれども、一応予定の時間が過ぎたということで、その後のプロセスに入りたいと思います。

ただいま御議論いただいた安全衛生技術試験協会について、仕分け人からの御意見をいただくために、まずお手元の評価シートに御意見を御記載ください。時間は2分ですので、1分前に事務局においてチャイムを鳴らすということですので、よろしく願いいたします。

(評価シート記入・回収)

○仁田仕分け人 まだ記載途中の方もいらっしゃるかもしれませんが、よろしいでしょうか。

それでは、評価シートに沿って安全衛生技術試験協会の事務事業等について、仕分け人からの御意見をお願いいたしたいと思います。お一方1分程度でお願いいたします。

○建石仕分け人 まず最初にしたのは事務事業の18種類の認証試験の件ですけれども、いずれにしても収益が多過ぎる。受験者の環境を最大限に還元する。そして受験者の要求にあぐらをかいている。受験者がどうしても必要だと思ふからこれを受ける。それに対して団体があぐらをかいているということを感じました。

衛生コンサルタントもそうですけれども、もう一つの環境測定士も、受験者の発掘ができない以上、他団体との関係を模索する。そこに一体受験者がいるのかいないのか、もしないんだったら今日の社会的な状況を踏まえて、この試験自体が必要なのか不必要なのかを考えていかなければいけないのではないかと思います。そういう意味で再調査してください。

もう一つ、赤字だからといって他の受験者からの流用はやめてください。そういう事案があったら事業は廃止です。

全体的に見ると人件費関係の人件費が物すごく多い。要するに給料以外も含めて多い。支出的な効果で削減を求めている。受験者の負担を低くするように努力してください。

○中山仕分け人 試験に関しましては先ほど申しましたが、やはりもうけ過ぎないようにお願いします。一方、逆にコンサルタントだとかそちらに関しては今のままだとコンサルタントはまともになったら7~8万ぐらいにしないと合わないわけですが、これに関してはどう見るかはあるんですが、もっとコンサルタントの位置づけを高めて、そうい

う中でもっと受験者も増えて認知も高まり、それがまた安全につながる。

この前お話を聞きましたら 3,000 人ぐらいいた災害が大分減っているというお話もありました。そういうところでうまく結びつけることを考えながら進めていただきたい。組織の運営に関してはとにかく予算とこれほどの乖離だと、やはり異常です。そうならないように是非お願いいたします。

○田代仕分け人 先ほども言いましたけれども、トータルとして受験者数がかなり減るという前提でございます。特に要員の面は、より厳しく査定をお願いしたいと思います。

○岩瀬仕分け人 まずはやはり資産をなるべく取り崩して、受験料を安くして国民に還元することをしていただきたいのと、登録団体との連結をして、透明性を高めていただきたい。

もう一つは試験料よりも登録料が高いというのは一体どういうことなのかわからないので、その辺の登録料の見直しも進めていただきたいと思います。

○安念仕分け人 試験制度そのものの必要性を否定するものではありませんが、率直に申します。御法人は解散されるべきだと思います。私が見る限り、典型的な試験資格ビジネスです。ハコモノに至るまで国が面倒を見て、その上で真黒になるというのは当たり前の話です。赤字になるはずがないんだから、これだけため込んでしまいました。今から過去の受験生に一人ひとりお返しすることはできません。国庫に返納して御法人は解散すべきだと私は思います。

○仁田仕分け人 私のコメントを申し上げます。各事業について手数料の見直しが必要だということでございます。組織運営体制については仕事の性質上、国の組織との関係が深いというのはある程度避けがたいと思うんですけれども、それであれば1つのやり方としては、ほかの団体でやっているように現役の公務員の人を出向で受け入れるとか、そういういろいろなやり方をして、国との協力関係をスムーズにしていくことを考える必要があるのではないかと思います。

それでは、また少し超過してしまいましたが、意見の結果発表というのを総括審議官からお願いいたします。

○総括審議官 それでは、いただきました評決の結果を御報告いたします。

1つ目の労働安全性法に関わります免許試験の関係ですが、改革案では不十分という方は6名全員でございます。お一人が事業そのものを廃止、あとの5人の方は指定は継続するが、更なる見直しが必要ということでございます。

2つ目の労働安全性コンサルタントの試験でございますが、これも改革案では不十分が6名全員でございます。お一人が事業そのものを廃止、お一人が他の法人を指定して実施すべき、4人の方はこの法人で指定を継続するが、更なる見直しが必要ということでした。

3つ目の作業環境測定士試験でございますが、これも改革案では不十分が6名全員でございます。コンサルタント試験と同じ結果でございますが、事業そのものを廃止がお一人、他の民間法人を指定すべきがお一人、4人が指定は継続するが、更なる見直しが必要でござ

ございます。

組織運営体制につきましては、改革案では不十分が5人、改革案が妥当がお一人という結果でございます。ありがとうございました。

○仁田仕分け人 政務三役がいらっしゃらないので、事務次官からコメントをお願いいたします。

○厚生労働事務次官 政務三役が業務によりまして出席できなかったわけでありませうけれども、ただいまの事業の見直しあるいは収支構造の在り方については、大変厳しい御意見を承ったと認識をしております。本日の結果につきましては政務三役に伝えまして、適切な御判断をいただきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

○仁田仕分け人 それでは、本日は大変御苦勞様でございました。終わりにいたします。

(安全衛生技術試験協会関係者退室)

(ヒューマンサイエンス振興財団関係者入室)

○仁田仕分け人 それでは、次にヒューマンサイエンス振興財団の事業仕分けに移りたいと思っております。まず、仕分け室から1分程度で簡潔に御説明をお願いいたします。

○総括審議官 それでは、ヒューマンサイエンス振興財団の資料1をご覧くださいと思います。私から法人の概要を御説明します。

1 ページ、常勤役員はお一人で国家公務員のOBでございます。そのほか非常勤の役員が33人おりました、このうちお一人が国家公務員出身者でございます。

職員は23人、派遣社員が3人でございますが、国家公務員出身者は常勤のうちのお一人でございます。

予算規模全体で20億でございますが、国からの財政支出は13億円でございます。

本日の事業仕分けにつきましては、国からの補助事業等を中心に4つの事務事業でお願いしたいと思っておりますが、1つ目が政策創薬総合研究・推進事業、民間資金とのマッチングによります研究助成事業でありますけれども、予算規模13.3億のうち国からの支出が10.3億でございます。

2つ目がいろいろな研究推進事業でございますが、予算規模は2億円で、これは全額国からの補助金でございます。

3つ目がいわゆる認定TLO事業でございます。これにつきましては全体の予算額7,000万のうち、国から3,000万の補助が出てございます。

4つ目は研究資源供給事業とありますが、主として医薬基盤研究所が培養しております細胞株等の民間への供給に関わる事業でございますが、これは国からの財政支出はございませんけれども、全体の予算規模は1億でございます。

組織体制は右にあります、本部が6部16人、地方に1部7人でございますが、地方の部分は研究資源バンクということで、先ほどの主な事業の4つ目、研究資源供給事業に関わって事業を行っているものでございます。

よろしくお願いいたします。

○仁田仕分け人 それでは、引き続き所管部局及び法人の側からヒューマンサイエンス振興財団の事務事業の概要を御説明いただきますとともに、当該法人の改革案の提示をお願いいたします。13分ということですので、ポイントを絞って簡潔な御説明でお願いしたいと思います。また、お手元の資料で説明を行う場合には、どの資料に沿っての説明であるのかを明確にして御説明をお願いしたいと思います。制限時間となる1分前に事務局の方でチャイムを鳴らすということですので、御留意いただきたいと思います。それでは、お願いいたします。

○下田理事長 理事長の下田でございます。よろしくどうぞお願い申し上げます。それでは、資料1に従いまして御説明申し上げます。

2ページ、医薬品開発には基礎から実用化に至るまで、長い年月と多くの研究段階を踏んでございます。財団で多くの事業を実施しておりますけれども、どの段階での事業かを下段に列記してございます。中核となります事業は実用化に向けた産学官の共同研究でございます。

3ページ、政策創薬総合研究事業でございます。医薬品開発に際し、各製薬企業が共通して使える基盤技術を国と民間が知恵と技術、資金を持ち寄りまして共同して研究に取り組む事業でございます。財団ができて24年が経ちますが、当初から取り組んでおります基幹事業でございます。民間企業のニーズと、それに適用する技術、ノウハウを持つ国の研究機関や大学とマッチさせまして、研究プロジェクトを組んでおります。

なぜ財団が実施するのか、理由として3つあると思っております。

第一に会員には多くの製薬企業が参加しております、民間ニーズを細かく把握できること。

第二に、財団には企業で実際に医薬品開発に取り組んでいた方7名が出向していただいております、その知恵を活用できること。

第三に、財団は国の研究者の発明の特許化させるTLO事業をやっております。したがって、最新の技術、知見を知り得る立場にある。こうしたことから官民共同研究のマッチングに最適であると考えております。

21年度は37件の官民共同研究を実施し、研究助成額8億1,000万、国が4億8,000万、民間企業が3億3,000万を負担しているところでございます。

お手元に資料1-1がございまして、ご覧いただきたいと思います。ただいま37件と申し上げました採択課題の一覧表でございます。ご覧いただきますように37のプロジェクトごとに非常に多くの企業、国の研究機関、大学が参加していることがおわかりになるかと思っております。

4ページ、研究推進事業でございます。これは研究者を側面からサポートいたしまして、成果を上げていただくための事業を財団が助成するものでございます。例えばポストドクとも呼んでおりますけれども、若手で将来日本の研究の中核となる方を財団で採用いたしまして、研究者のもとに派遣、研究のお手伝いをしていただく。国内にはない技術を持った

海外の研究機関との共同研究を行う。研究成果を広く国民に普及する等の事業からなっております。

この推進事業には3種類ございます。政策創薬は先ほど申し上げました研究をサポートするものでございますが、ヒトゲノムと再生医療につきましては、研究費は厚生労働省で公募採用しているものでございまして、サポート事業のみ財団で実施をいたしております。

5ページは政策創薬研究の仕組み、流れでございます。公募テーマに沿いまして研究者側、企業側からそれぞれ申請を財団でマッチングいたしまして、共同研究委員会で審査決定をいたします。このマッチングの過程が非常にわかりにくいので、お手元に資料1-2を用意してございます。大変恐縮でございますが、それをご覧いただきたいと存じます。

左から見ていただきますけれども、まず企業サイドのニーズ把握でございます。財団には会員企業メンバーで構成をしております委員会が7つございまして、160名の方が参加しております。この委員会を通じましてニーズを把握いたします。財団でも医療現場等のニーズ調査を行っております。こうして得られました現場のニーズに対して、高い識見を有しておられる国内の研究者との勉強会を開催。企業と研究者の交流の場を提供いたしているところでございます。

この勉強会は年間200回に及んでございまして、その場でお互いの認識が共有化され、次年度プロジェクト研究の内容が決まり、それに参加を希望する企業、研究者というのが絞り込まれていくという過程を踏んでおります。また、プロジェクト研究に要します必要額、官民の負担割合をその場で調整した上で応募をすることになってございます。これを第三者の外部評価委員会で審査の上、決定をいたしております。

いわゆるボトムアップ型のニーズの集約、マッチングのための環境整備、研究者や企業に負担をかけない事務手続が財団のマッチング事業の特色でございます。

恐縮でございますが、5ページに戻っていただきたいと思っております。研究の審査は共同委員会で行っておりますが、第三者の専門家から構成されてございまして、委員長は日本学術会議議長の金澤先生をお願いをいたしております。推進事業も同様に研究者からの要望を審査する委員会を設けてございます。

評価でございますが、研究の採用時は勿論でございますけれども、2年目の終了時、3年目のプロジェクト終了時の事後評価も実施しておるところでございます。

6ページ、厚生労働大臣認定TLO事業でございます。厚生労働省所管の14の研究機関の研究者が発明しました知財を、財団が譲り受けまして特許出願をいたします。この特許を企業に製品化してもらうために、実施許諾事業も行っております。この事業には5名の方が従事しておりますが、1名は弁理士でございまして、ほかの方も企業の知財部門で働いていた方でございまして、特許に係る専門家ばかりでございます。

7ページ、平成15年から事業を始めておりますが、国内出願で421件、PCT出願、海外での仮出願でございますが、84件等々の実績を上げております。実施許諾案件は30件になってございます。

8 ページ、研究資源供給事業でございます。研究者から受け入れました細胞、遺伝子などを産学官の研究者に有償で分譲するものでございます。実績は下段のとおりでございますけれども、最近始めたばかりのヒト組織の需要がだんだん伸びてきております。分譲先は右の表のとおりでございますが、最近では海外からの引き合いが増えてきておるところでございます。

9 ページ、細胞遺伝子の分譲はもともと医薬基盤研の親元でございます、国立衛生試験所が無償で研究者に配っておったものでございます。95年にこれを有償にせよという指示がございまして、国の研究機関では有償頒布ができないことがございまして、財団に依頼され実施してきたものでございます。現在もそのときの仕組みを踏襲し、基盤研は親株を保存し、財団はそれを増殖し、品質検査の上、有償で分譲しております。なお、財団のバンクは基盤研以外の機関からも、B細胞あるいはヒト組織等をいただきまして分譲いたしております。

資料2をご覧くださいと思います。財団の改革案でございます。

1 ページ、組織のスリム化でございます。今までも職員等につきましては見直しを行ってきたところでございますが、後ほど御説明をいたします改革がすべて達成できたとすれば、平成23年には現在の23人から14名体制になるということでございます。また、派遣職員が3名おりますけれども、これも廃止をしたいと考えております。国際部の廃止、総務部と経理部の統合、研究資源バンクの廃止を考えております。国家公務員OB関係でございますが、現在役員に2名おりますけれども、次期改選時から公募制度を導入しまして、最適な人材を幅広く求めていきたいと考えております。職員の中にOBが1名おりますけれども、廃止をいたします。

財団には余剰資産はございませんけれども、人員の減に伴いまして事務所を移転し、家賃の軽減を図ります。

研究事業につきましては徹底した見直しを行いまして、真に必要な事業に絞ります。国からの補助金は、12億3,000万から7億円と大幅に縮減させていただきたいと思っております。

2 ページ、基盤研と財団で役割分担をしておりました細胞遺伝子バンク事業は、統合するようにとの指導が既にごございます。したがいまして、基盤研に一元化をいたします。ただ、財団のバンクはヒト組織、B細胞、動物胚も供給しておりまして、一部だけの統合では管理運営が非常に非効率になると思っております。財団のバンクは2000年に15億円の国庫補助をいただきまして研精したものでございますので、この施設を無駄にしないことが重要だと持っております。

また、基盤研と財団バンクはともに大阪にあることを考慮いたしますと、バンク全体を基盤研に一元化することが最も効率的だと考えております。なお、バンクにごございます生物資源は、寄託者の善意に基づき収集されたものでございますので、破損等がないよう万全を期したいと思っております。

3 ページ、組織人員の減は御説明したとおりでございますが、残った職員につきましては

も一律 10%の給与カットを行います。この結果、22年度の人件費総額が1億6,300万ですけれども、23年度には計画どおりのスリム化が進めば9,500万となる予定でございます。

4ページ、研究事業でございますが、再生医療、ヒトゲノムに係る推進事業を廃止いたします。政策創薬推進事業につきましては7億円としたいと考えております。これに加えて民間企業からは3億余の拠出がございますので、政策創薬全体の研究推進事業は10億余りとなる予定でございます。

5ページ、認定TLO事業であります。運営費8,230万のうち4,000万ほどの補助金をいただいて運営しております。将来積極的に特許の売り込みを図り、特許使用料を増やし、自前で運営できるよう努力してまいりたいと考えております。ただ、今しばらく補助金での御援助をお願いしたいと考えております。

最後になりますが、自主事業の動物実験実施施設認証事業につきましては、動物愛護の観点から世界的に動物実験を見る目が厳しくなっておりますので、自主事業ではございませんけれども、この事業のPRに努め、自前財源の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○仁田仕分け人 ありがとうございます。

それでは、次に仕分け室から議論の参考として、事務事業の論点等の提示をお願いいたします。

○総括審議官 それでは、縦長の資料3をお願いいたします。主要な論点として2つ挙げさせていただきます。1つ目は財団の方からも御説明がありましたが、民間との共同の資金によります政策創薬総合研究事業でございますけれども、説明がありましたような形で行っていることにつきまして、これをどう評価するか。更に言えば、この研究が成果を上げているかどうかということが大きな論点だろうと思っております。

2つ目に資源バンクのことを書かせていただいております。医薬基盤研との関係等いろんなところで議論があったわけですが、現在一元化の方向ということでありますので、大きな論点になるかどうかではありますけれども、一応御呈示させていただいております。

少し細かなことを含めてであります。3ページの創薬でありますけれども、主要な論点で挙げさせていただいたとおりでございますが、下にいくつか参考で挙げております。その中で20年度の数字でございますけれども、国費7.2億円、研究者への補助額が10.8億、民間を加えて10.8億でございますが、一方、事務経費が1.5億だということを一応触れさせていただきたいと思っております。

同じ創薬総合研究事業等につきまして、財団を通じた研究者の補助という形ですが、こういう形が適切かどうか。民間資金との関わりもありますので、国自らというのは難しい面もありますけれども、今のような形がいいかどうかということでもありますとか、研究事業の成果が出ているのかどうか検証ができていますか。

受益があるのであれば、民間資金の割合を高めるという努力も必要ではないかということ、いくつか細かな論点として挙げさせていただきました。

5 ページはいわゆる研究推進事業であります、これらについても基本的に廃止の方向でありますので、これ以上論点として御説明しませんが、一応挙げさせていただきます。

6 ページ、T L Oでございます。T L Oは御承知かと思いますが、T L O法に基づきまして各大学、研究機関がそれぞれ認定のT L Oを持っているわけでございます。他省庁の例を参考2で挙げさせていただいておりますけれども、経産省、農水省、総務省がそれぞれ持っているということでありまして、厚生労働省向けはここが認定になっているということですが、補助金が出ていることと、現在の特許の許諾件数その他の状況等を見て、適切に運営されているかどうか、この法人が認定先として適当かどうかということが議論になるかなと思います。

資源供給につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○仁田仕分け人 ありがとうございます。それでは、議論に移りたいと思います。ヒューマンサイエンス振興財団の事務事業の必要性や改革案の妥当性等を判断するために、仕分け人の方から質問などを行っていただき、議論をお願いしたいと思います。

議論の時間は30分お願いすることになっております。質問に対してはポイントを絞って簡潔にお答えいただきたいと思っています。回答が冗長になっている場合にはチャイムを1回鳴らしますので、御留意ください。また、制限時間となる1分前に事務局においてチャイムを鳴らしますので、御留意ください。制限時間をお知らせするチャイムは2回鳴らすということでございます。

それでは、田代仕分け人、どうぞ。

○田代仕分け人 田代でございます。なかなか難しい話なので、我々はこれを読んだだけではよくわからないのですが、医薬基盤研究所というのも実は事業仕分けで前にやったんですけれども、そこも民間、大学とかいろんな情報を集めて仲立ちをすると理解をしておるんですが、わかりやすく医薬基盤研究所とヒューマンサイエンス振興財団の役割の違いを御説明をお願いしたいと思います。

○下田理事長 基盤研は基礎研究、私どもは当初は基盤研究、今は政策創薬と言っておりますが、どこが違うんだという、ネーミングだけ聞くと非常に似ておるわけでございますけれども、まず第一に基盤研が行ってございました基礎研究はファンディング事業でございます、必要な事業に対して研究費を研究者に補助するという事業を行っております。私どものやっております基盤研究事業は官と民とのマッチングを行いまして、資金と人を持ち寄って、共同研究をボトムアップしてつくり上げていくといったところで大きな違いがあると考えております。

○仁田仕分け人 安念仕分け人、どうぞ。

○安念仕分け人 製薬会社にとって複数の製薬会社が持ち寄るどういうメリットがあるんですか。普通に考えれば、いい薬ができたなら独占したいと考えるのが当然でありまして、お互いコンペチターなんですから、持ち寄るなんてことをするとは私には思えないんですけども、どういう研究のステージだと持ち寄るメリットがあるんですか。

○下田理事長 おっしゃるように製薬そのものに当たりましてはバインでやった方がずっと独占的にできますので、有利だということはおっしゃるとおりでございますが、ただ、私どものところでやっておりますのは、そういう創薬をつくる場合に共通に基盤となる技術をみんなで研究していこうということでございます。

例えばここに資料を付けてございますので、こういったものを利用して私どもの専務から説明をさせていただきたいと思えます。

○専務理事 それでは、資料 1-1 をご覧いただきますと、私どもが実施しています現在平成 21 年度に進んでいる事業ということでございます。

1 ページの上のケースですと先端技術を応用した製剤、これはナノ技術ですとかドラッグデリバリーシステムという、リポソームを使って医薬品を開発するというステージがございまして、それがどれだけ効果的になっているかを評価するという評価系が必要になります。それはやはり、この医薬品というのは最終的に承認を得られないと製品化できない。とのときの基準というものが基盤的な技術と言えるかと思えます。

そこにつながる技術をここの研究でやる。官の方というのは国立医薬品食品衛生研究所ですけれども、こういう研究者と民間の研究者が集まって、研究成果を共有することで最終的に承認のときのデータは両者が使うわけですので、両者の技術レベルを同じにしていける。その段階を非常にやっておりますので、そのリストの頭の方では非常に多くの会社が参加してございます。

特にバイオのものにつきましては、資料 1-3 をご覧いただきたいと思います。そこに主な成果例として 2 つ挙げさせていただきました。下の段の評価基準となった成功例が、今、申し上げた多社で参加してやったもので、最終的には日本薬局方というのは強制規格でございますので、そこに行く一歩手前で、皆さんに知らしめて次の段階で強制規格、試験法として採用するという段階になっておりまして、これは既に平成 23 年 3 月には、そういう情報として具体的にこの成果を出すということで、パブリックコメントも済んで収載が決定している事項です。

上の方はおっしゃるように、1 社に行くようなケースというのがこういった研究の中でも少し観点を変えて出てくる場合ということで、上の場合は評価系をつくっている間に培地が出てきて、それをキット化するという、これは共同研究でありながら共同研究者は要らないということになりましたので、それを T L O が扱うことになりまして、最終的に特許化し、21 年度にライセンスいたしましたので、現時点ではまだ製品化できていませんけれども、そういった研究のサポートする材料として提供できると思っております。

もう一つ戻るんですが、資料 1-1 の 2 ページの一番下のケースをご覧いただきたいと思います

思います。6番、医薬品の安全性監視と安全性監視計画立案のための安全性情報の解析、評価に関する研究というのがございます。FDAは医薬品の副作用症例のデータベースを公開しております。これは製薬企業がすべて自社の副作用症例は報告しなければならないことになっております。ですから、ここで調査研究するためにそのデータが公開されているので、たまたまそれを利用しているわけがございますけれども、それでは300万件以上のデータがあって、それを解析して副作用がどんな方に出やすいか、どういう使い方をすると問題があるかというデータマイニング、データを解析するソフトをいろいろ研究して、膨大なデータからより安全に使うためには何が要るかといったソフトの研究、結構大変な作業でございますけれども、それをやっているものでございます。

そこにはそこにあるような会社が入って、自社の膨大なデータ、多分ここにFDAが公開しているのは300と言いましたけれども、それ以上のデータを持っていますので、それを解析するツールとして使っていただく。そういったものがございます。

○安念仕分け人 わかったようなわからないような御説明で、FDAのデータを解析するというのは製薬会社にとってはほとんど命です。そうだとすると、すべての製薬会社が参加してよさそうなものなのに、なぜ6社しか参加しないのか。それが不思議です。

○専務理事 これはアメリカのケースですと、そういうソフトを提供する会社が既にごさいます。ですから、そういうふうにする方もありますし、ここでは担当者にやさしい日本語化してやれるようなソフトを開発されています。なので、これはあくまで研究の材料としてFDAのデータで、それを持ち帰って各社の方々は自分のデータを解析するのに使っていただけたと思います。

○安念仕分け人 失礼ですが、FDAの副作用情報を英語のまま読めないような人にとって意味のあるソフトはあるんですか。私は医者の世界、製薬の世界は要するに英語の世界だとばかり思っておりましたが、日本語なんて要らないでしょう。

○専務理事 勿論、医学の世界で英語が基本的なツールだということはございます。ただ、必ずしも英語の概念と、日本で通常に患者さんと対話している言葉というのが対応しない場合がありますので、実態としてはそこは日本のデータを入れて、そしてアメリカのデータに変換しているわけです。ですから、そのところをユーザーフレンドリーにするというのも1つあるということで、実際にはそれよりもデータマイニングの部分が一番重要です。これは付随的なものであると思います。

○安念仕分け人 だって、データマイニングのためのソフトはアメリカであるんでしょう。

○専務理事 それを日本でも実際にやっているということでございまして、この研究に対しては成果発表会には200名ほど集まりまして、この成果を非常に注目しているというのが事実だと思います。

○安念仕分け人 私が伺っているのは、そのソフトを買えばいいのではないですかということをお願いしています。

○専務理事 それは買うという手段もあるんでしょうし、この場合はこの研究に参加す

ればそれが得られるわけですから、その方が安いと思います。

○安念仕分け人 どうもありがとうございました。

○仁田仕分け人 ほかの方はよろしいでしょうか。岩瀬仕分け人、どうぞ。

○岩瀬仕分け人 2点ばかりお伺いしたいんですけれども、T L O事業の補助金の支出の中の雑役務費の金額が大きいんですけれども、この中身は何なんですか。補助金の約8～9割を占めていますが中身は具体的にどういうものに使っているんですか。

○専務理事 雑役務費というのは普通の財務諸表では確かに使われない用語で、これは補助金の品目として規定されておりまして、そういったことで財務諸表上公益会計基準ではそういう用語が用いられるということで、それを使って仕分けをしてございます。

そのとおりサービス部分にかかった経費ということでございまして、そういう意味ではいろいろなその局面によって研究で使っている場合の雑役務費というのは、いろいろお願いしてということですよ。委託費とは別途サービスにかけたお金となります。

○岩瀬仕分け人 ではあと2つ、T L O事業は法律を読むと情報を提供する民間企業、民間団体に対して、不当な差別的取扱いをしてはいけないという定めがあります。ところが当財団のT L O事業は、100万円だか80万円を払った会員には特典があって、その人たちが特許の情報を公表前に事前に知ることができる。T L O事業の法律で定めた規定と矛盾する気がするんですけれども、それは矛盾しないんですか。

○専務理事 T L Oの会員事業ということで、これは私どもの実績をご覧くださいとわかりますように421件出願しておりまして、その中でライセンスできたのが30件という状況でございます。これをたくさんライセンスすることで、この補助事業を脱却できる。最終的にはライセンスフィーも入ればなるわけなんですけれども、そういった状況の中で会員に早期に提供して、ライセンス、契約にとりつけるために、会員事業としてございます。

早く契約して、それを事業化につなげていただくという趣旨で、我々として事業をスムーズに進めるために会員事業を進めることが、そういうライセンス業務で事業が早く行われて、余計早くお金が回収できるというものだと考えております。

○岩瀬仕分け人 ただ、特定の民間事業者に対して不当な差別的取扱いをしてはいけない。それは矛盾しないのかどうか。普通一般的な常識で考えれば、お金を払った人に国の補助金で登録したものを特別に提供するというのは、どうも理解できないんです。

○下田理事長 確かにおっしゃる見方もできると思っておりますが、私どもが14国研からいただいております知的財産の部門というのは、非常に基礎的な部分といったものが主体になっております。製品化に即つながらるものというのは非常に少ない。更にもその部分を動物実験なり何なり補足しないと、なかなか使えないというものが大多数という状況がございます。

私どもはむしろ、企業化を進めていきたいというねらいが一方でございますので、そういったものをどうやって付加価値をつけられれば製品化できるかというセールスまでやってお

りますので、そういったものに賛同する方は会員となっただき、一体となって事業を
するという事です。

○岩瀬仕分け人 いずれにしろ法律の趣旨に沿っていけば、そちらの思いは別にして、普
通一般に公平に公表すべきものではないかと私は意見として持っています。

もう一つ、研究の助成に関してですが、公募して評価をして補助金を出すわけです。そ
の評価委員会の中にいわゆる賛助会員があって、しかもその評価委員が所属している企業
に補助金が出ている。これは非常に透明性という点では、評価委員会は公平な評価をした
と言えないのではないかと思うんですけれども、それはどうお考えでしょうか。そこで公
平性をどう担保しているのか。

○下田理事長 当初、資料1-2で御説明しましたように、実際のプロジェクトをつくる
場合には非常に多くの長い時間をかけながら、多くの人が携わってプロジェクト研究をつ
くり上げてまいります。したがって、その段階で例えば私どもの企業出向者も7名お
りますけれども、その方々が自分の会社に有利なような働きかけをする機会もございませ
んし、おっしゃるような1社に偏るようなプロセスの部分は、私どもはないと考えており
ます。

○岩瀬仕分け人 ないと考えるのは自由だと思うんです。客観的に評価委員会が属してい
る企業は補助金を得ているわけです。しかも当財団のホームページを見ると、特典として
会員になると密度の高い情報が得られるとか、より深い情報が得られると言って会員を募
集しているわけです。そうすると、これはきちんとした評価をして、公正な研究テーマを
選んで補助金、国の公費を付けていると、幾らちゃんとやっていると言っても外部から見
たらそうは見えない。だからこの辺はきちんと透明性と公平性を、いかに国民に対して説
明できるのかというのが重要だと思うんですけれども、それができていないとなると、こ
の事業はやめた方がいいのではないかという議論になるのではないかと思います。

○研究開発振興課長補佐 御指摘のように、評価をどうするかというのは非常に重要なこ
とだと考えています。私どもも本省の方で評価会議をやるときに公平性というのは非常に
注意するものなんですけれども、このように産も出てくる官も出てくる、いろんな職種が
出てくるようなものについて公平するというのは、やはり評価者もいなくなってしまうと
いう問題が必ず内在してきますので、そうすることによって一括で評価しない。だからこ
そ、評価会議の下に事前に書面評価会議というものをやっていて、そちらでまず点数化す
る評価をして、2段階でやるような工夫をしています。

そうしませんと、おっしゃるようにどこまで民間の目も通したい、アカデミアの目も通
したい、いろんな先生方の目を通したいとするときに、研究者もそういう人たちですし、
共同研究者もそうなるとうしてもクロスマッチしてしまふことがありますので、2段階
で、かけ算でそういったバイアスを排除するようなシステムに構築するように注意してお
ります。

○岩瀬仕分け人 その2段階のシステムが世の中に対してきちんと説明されていないとい

うことは、世の中の人にはそんなことは理解できないということだと思います。これはどうされるんですか。

○研究開発振興課長補佐 一応、実施要綱のところには2段階での委員会、親委員会の下に委員会を設けてやっていることも書いてあるんですが、説明が不足していたので、そこについては工夫させていただきたいと思います。

○岩瀬仕分け人 どこにあるんですか。

○専務理事 実施要領をホームページに公開して、公募要領、実施要領というのは決まっておりますので、それを公開しております。かつ、評価委員会で直接関係あるかということですが、当然当事者は最終的にその評価の決定には加わらないというのは、運用として当然でございますので、それは一般的な評価の単位では同じだと思いますが、当然そういう運用でしております。

○下田理事長 ちょっとだけ補足をさせていただきたいんですが、そこが公平でないという御指摘でございますけれども、例えば実際に資料1-1をご覧くださいますと、1のテーマで参加している企業はこれだけたくさん参加されておられます。したがって、こういうテーマでみんなプロジェクトチームをつくって研究をやろうと言ったときには、参加を希望するところはすべて入る。そして自分のところは幾らを出すということが、ここには金額は各社ごとには書いておりませんが、自由に参加いただくということが可能でございます。

したがって審査委員のところ、多分委員がおっしゃっておられるのは共同研究委員会のメンバーの中に一定企業が入っているから、そこが有利に取り計らうのではないかと御趣旨ではないかと理解をいたしますが、そういったことはないと考えております。企業は自由に参加することができますので、決して審査委員の中に一定企業の方がおられるので、そこだけに有利に計らうことはないということでございます。

○岩瀬仕分け人 よくわからないんですけれども、例えば委託先の企業が1社とか、そこが評価会議のメンバーだとか、こういうのはどう考えても大丈夫なのかなという気がします。評価会議はないにしても賛助会員が1社で、会費を払っているから取れるというふうに見られてもしょうがないのではないですか。

○専務理事 この研究費の応募に関しては公募ということでございますし、研究者とマッチングさせたところが公募して出てくるということですので、その段階でセレクションということはございません。あくまで公募の競争的な研究費ですから、その研究の内容を評価する、この中の方たちともし直接関係があるのであれば、そのときは評価から除かれる。当然そういう運用でございます。

そして、その研究の内容ごとにきちんと評価して評点をつけてやる。これは厚生労働省の科学研究の選択の過程を、我々は当然同じ運用でやっておりますので、それは上から順にきちんと評価をしてやることになります。それは評点をつけて順序がはっきりしております。

○仁田仕分け人 中山仕分け人、どうぞ。

○中山仕分け人 中山です。話は戻るんですけども、やはり医薬基盤研究所とヒューマンサイエンス財団との関係なんですけど、どうもよくわかりません。つまり、かなり業容が似ているんです。

例えば事業計画の中にプロテオームリサーチセンター事業とありますけれども、これをネットで検索すると、これはまさしく医薬基盤研究所の中でこういう事業をやっている、ですから相当にこいちで同じようなことを両方で進めながら、片方が管理してお金を流していたり、逆があったり、どうもそう見えてしまって、とするならばもっとここを一元化して進める方が研究テーマなんかも絞り込めるでしょうし、より高い目標を持って創薬に邁進できるのではないかという気もするんです。

先ほど資料1-1ということで御説明をいただきましたけれども、大体ここにあるのは創薬そのものというよりは評価だとか品質だとか安全性だとか、あるいはこの間セミナーのパンフレットをもらったんですが、そこに書いてあるものを見ると海外はどういう取組みをしているかとか、そういった技術動向の調査的なものがすごくベースに感じまして、中身そのものは余りやっておられないわけです。

しかし、中身も医薬基盤研であるし、あるいはほかの企業も含めて、全体としてトータルで総合力を発揮するという観点で見たら、一緒になって進めてしまった方がいいのではないかと思えるし、あるいはもしかしたらこれは厚労省の問題ですけども、厚労省側で全体を采配した方がより総合力になるのではないかという気もするんですが、その辺はいかがでございましょうか。

○医政局長 私の方からお答えしていいかどうかなんですけども、まず基盤研とヒューマンサイエンスのどこが違うかということなんですけど、先ほど理事長が言いましたけれども、1つは基礎的な研究推進の部分に関して言えば、基盤研は要するにファンディングと申しますか、研究者にお金を公募で配付するという部分がメインなんです。そういう意味ではこのヒューマンサイエンスは先ほどの表にありますとおり、民間のニーズと官側の共同研究をどう推進するか、要するに企業のニーズをどう吸い上げて、どういう共通のインフラ研究を進めるかということなんです。

お話がございましたトキシコの話とプロテオームの話でありますけれども、この2つだけは基盤研の場合ちょっと違ってまして、基盤研では基盤研がある技術を持ってまして、その研究テーマについて基盤研としてやりたいと同時に、民間の方も一緒にやりませんか、その2つのテーマだけですけども、それは言わば基盤研中心のマッチングのシステムという形でやっています。それはその2つだけについてやっています。

あくまでヒューマンサイエンスの方は先ほど来説明がありますように、多くの人が集まって研究会いろいろやって、我が社はこの研究を一緒にやりたいというものを集めて、それで橋渡し研究のような形でやっているとということでございます。

御指摘のように厚生労働省の立場からしますと、各企業が本当にオリジナルの薬を開発

して、独自にやらなければいけないものと、企業の発見につながるような基礎研究の部分と、もう一つ大事なのはここでやっておりますような、医薬品というのは最初に候補物質を見つけても、毒性に問題があるとなれば落ちてしまうということで、候補品目が最初 10 万あっても、最後ようやく 3 つたどり着くかどうかというもののなんです。

したがって、できるだけ早く効率的に落としていくというのも大事でございまして、そういう意味での技術というのは規制当局にとってもメーカにとっても、企業にとっても大切なものでございまして、このヒューマンサイエンスでやっている研究というのは、我々にとっても極めて重要な分野だと御理解いただきたいと思います。

○中山仕分け人 ありがとうございます。

もう一つ、ちょっと今日の議論とやや話が違うのかもしれないですけども、例えば文科省も大学にいろんな研究をさせています。経産省も産総研だとか、農水省も何かやっていたりとか、科学技術振興機構とか、いろんなところがいろんなことをやっていて、結構あちこちで似ていることをやりながら、それぞれ独自に進めている。

そういう予算もあるんでしょうけれども、日本も創薬が最近遅れをとっているとか、韓国なんかは大統領が主導してどんどん進んでいるとか、そういう話を聞くと日本ももっと一致団結して省庁横断的に、あるいは産官学が本当に協力してテーマを絞って、ここだけとはにかく世界一になろうというものを進めてやっていかないと、それぞれ努力されていてもやばいのではないかという感覚があるんですが、いかがでしょうか。

○医政局長 それは全くおっしゃるとおりであります、ただ申し上げたいのは、日本も総合科学技術会議のようなものをちゃんと持っていて、ある意味では経産、文科、厚労で非常にうまく、手前みそになりますけれども、それなりにスクラムは組んでいます。ただ、金額のオーダーがアメリカと比べると 2 けたぐらい違うというのが現実の問題としてあります。

重点分野を決めてやっています。例えば京都大学の山中先生が発見した i P S 細胞の問題なんかは、経産と厚労と文科と重点プロジェクトにして、例えば 100 億ぐらいどんと行こうということで今やっておりますけれども、そういう意味ではアメリカと比べますとオーダーが違うという面があります。

誤解をしていただきたくないんですが、ばらばらにやっているわけではなくて、一応内閣府でコーディネートはしているということがありますので、ばらばらのように見えますけれども、実際にはかなり緊密に連携してやっていますので、そんなにばらばらではないと客観的に私は思っています。

○建石仕分け人 先ほどマッチングのことで、1 番のところでもって、これだけ多くの企業格、賛助会員ですけれども、入ってきてやっているという話なんです、これをずっと見ていくと、あるところなんかは本当に例えば 27 番というと半数は国立感染症研究所が入っている。専門でしようけれども、19 番もそういう意味では国立感染症研究所が入っている。これだとマッチングということ掲げているのとは違うような、それ自身でもって

既にやっていけるところが、わざわざここに来て研究をやっている。

一体それは何なのかというと、この予算かな、この補助金かな、ここがうまいのかなということもうがって見てしまうような感じがあるので、その辺はどうなんですか。

○専務理事 1-2の表をご覧いただきたいんですけども、左上にボトムアップ型のニーズの拾い上げということで、賛助会員を中心にやりたい研究を出して、そして、やっていく中で厚労省の関係といいますか、製薬企業においては分野というのがそういった薬に関連する分野になりますので、たまたま研究者がそこにしかないということが起こるわけです。

そういったウィルスの研究をしているところという意味で感染研を、逆に言えば企業側が研究者を選んでその方をお願いをしたい、専門性が高い方をお願いしたいわけですから、そういった形で選んだ研究班としてトップは確かにそういう国立の研究者だったりしますが、それをニーズとして持っているのは企業であるということで、たくさん参加しているところにしても、おおよその方たちが研究して、その成果をいただきたい研究者はだれかということで、その方を選んで参加するというので、この研究班は継続しているわけですから、そこはそういう評価をしていただければと思っております。

○研究開発振興課長補佐 済みません、補足させてください。

中山先生からも御指摘がありましたけれども、ほかのマッチング事業では全くないユニークであることをもう一度お話しておきたいんですが、1-2をご覧いただきたいんですけども、経産省のNEDOであるとか、文科省のJSTといったものについては、基本的に企業、研究者、1-2の中段のところ、自力救済で相手をつかまえておしまい。要するに自分たちの仲良しだけが入ってきて、一緒にお金をください。それに幾らあげますというだけのシステムなんです。

だから先生方がおっしゃるように、みんなで糾合してオールジャパンでやるとなると、どういう規制科学をやっている人が国内にどのくらいいて、どういう人たちがいるか、それについてどのくらいの人に参加する意思があるかという、混ぜこぜのまさに合コンみたいなお見合い会をして、勿論人気のあるものは十数社がつかますし、人気のないもの、あるいはすごく限定的な分野になると研究者も限られてきますので、マッチングするのがだんだん2対2になったり、1対1にまで縮小することはありますが、原則的にこのフィールドについて、ありとあらゆる研究者のトピックも調べて、こういう先生がいますよ、こういうものがありますよ、どうですかというのをみんなが集まって、ではやりましょう。人気の高いプロジェクトほど人数が多くなるのは、その意味もあります。

このマッチングの能力自身があるのは、恐らくほかにはないだろう。私も大分調べましたけれども、NEDOもJSTも製品を最後まで育てるような1対1のものに補助するというものはあるんですが、こういった共通基盤のものについて、みんなどれを選びますかというものは、ほかにはないと考えております。

基盤研についてのそれについても補足させていただきますが、あそこには2つ特徴があ

ります。基盤研中心です。基盤研の技術がないものはマッチングの対象にはならない。当然、基盤研とやりましょうということになっている点が大きな違いです。ですから、基盤研が入らない研究が選べない。しかも、あそこについては厚労省の方で、今後この2つについては特に人気が高いので、トキシコとプロテオームについては厚労省が決めて、これについて基盤研とやりたいところがいたらどうぞというスタイルになっていますので、そういう意味では自由なニーズに基づいて、ボトムアップ型のニーズを拾い上げて、製薬企業をバックアップするようなスタイルにはなっていないということになります。

勿論ボトムアップがすべてではないですし、トップダウンはすべてではないんですけれども、少なくともこういうボトムアップ型は日本にほかにないという意味では現場のニーズを拾い上げて、自由意思で自由参加をさせてあげたものを、しかも民間のお金とマッチングするという意味で有意義かと思っています。

○中山仕分け人 ありがとうございます。ボトムアップ型という意味では非常によくリサーチもされていて、どういったニーズがあるかとか、がんに対してどうかとかいろいろやられていて、1つお伺いしておきたいのは、見ると民間の一般の声は余りとってなくて、医薬関係の方のリサーチをやっているように思うんですけれども、その辺は是非御配慮いただきたいと思います。

○研究開発振興課課長補佐 おっしゃるように、そこについては厚労省の大きな公募分野という観点で排除していると考えております。実はこの政策創薬については大きく4つの柱を置いております。評価科学という意味で個々人の企業だけにメリットがあるのではなくて、業界全体あるいは規制する審査側にもメリットがあるような分野、それ以外にはなかなか1社ではできないオーファンドラッグな分野といったもの、あるいは先進的な再生医療みたいな分野の基礎的基盤みたいなものもテーマにしていて、少なくともそういうところで患者様たちのニーズを、この分野であることを前提とするような形でくみ取っているように考えております。

○中山仕分け人 ありがとうございます。この改革案について御質問したいんですけれども、何かかなり大なたを振るってやめるという御提案のようなんですが、それで大丈夫なのかという質問です。後で私が大学に戻って、ほかの仲間からお前のおかげでこれがなくなったとか言われると困るので、それは大丈夫なんだろうか。特に最後の資源バンクはよそではないものがあるそうなので、それがなくなると多分相当非難攻撃されてしまうと思うので、そういうことにはならないという保証があるのかということについて、お伺いします。

○下田理事長 おっしゃるようにスリム化の組織、人員減の前提は、私どもが大阪に抱えております細胞遺伝子バンクをすべて基盤研に移すという前提に立った数字になってございます。現在は大阪のバンクには私ども職員が7名働いておりますけれども、このうち細胞と遺伝子だけを基盤研に一元化することになりますと、職員を2つに割らなければいけない。あるいはせつかくつくれた15億の組織がほとんど半分以下しか使う必要がなくな

ってしまうとか、大変無駄が多いものだと考えております。

私どもとしては生物資源の一元化という観点で霊長類とか薬用植物を既に基盤研はバンクを持っておられますので、これに加えてヒト細胞等のバンクも一元化して、すべて生物資源の一大センターにされるというのは非常に合理的であろうと思っています。

したがいまして分割案ではなくて、私どもとしては是非一括して移転すべきだということをお理解賜ればと思っています。それさえできれば、私どもはここに書いたような改革案を実行してまいりたいと考えてございます。

○仁田仕分け人 先ほどから何度かチャイムを鳴らされてしまっていますので、まだ議論すべき点は幾つも残っているかと思いますが、申し訳ありませんけれども、この辺で終わりにさせていただきます。

それでは、ただいま御議論いただいたヒューマンサイエンス振興財団について、仕分け人からの御意見をいただくために、お手元の評価シートに御意見を御記載いただきたいと思っております。時間は2分です。制限時間となる1分前に事務局においてチャイムを鳴らしますので、御留意いただきたいと思っております。

(評価シート記入・回収)

○仁田仕分け人 それでは、評価シートに沿ってヒューマンサイエンス振興財団の事務事業等について、仕分け人の皆さんからの御意見をお願いします。お一方1分程度でお願いします。

○安念仕分け人 創薬の志は大変結構だと思います。お仕事も大変まじめにやっておられることがありありとわかります。確かに金もうけになる低分子が今年辺りで大体権利が切れてしまうし、がんの薬は私は素人だけれども、比較的最近慢性骨髄性白血病のいい薬が出たと思うが、ほかは大きなヒットはないですね。

ですから、とても大切な仕事をなさっていると思うんだけど、マッチングを含めてこの財団がなさっている仕事は、今では広く行き渡っているもので、いろんなところでやっております。その上で試験を含めて少なくとも数百億に及ぶ創薬の中で、全体で10億という規模は余りにも小さい。それは財団さんが悪いわけではないです。

私は思うんですが、創薬政策全体を当局で見直されて、この財団に新しいミッションを定義なさってはいかがでしょうか。私はそれがいいように思いました。

○岩瀬仕分け人 私は今お話をお聞きしまして、基礎的研究をやっているんだと力説はされていますけれども、国費に見合った成果がきちんと見える形で提示ができていないのではないかと。国民の側からすれば、やはりバリュー・フォー・マネーという形で期待をしているわけですから、それが果たされていないのではないかと。

もう一つ、評価委員会がきちんと運営されているとは言っても、決定すべきところに自分の所属する企業の研究が事実上入っているとすると、恣意的な判断が入った可能性もあり得るわけです。やはり不透明です。だからこういう補助的事業というのは国が直接、競争的にやるべきなのではないかなと私は思います。

TLO事業に関しては法律の趣旨から言っても、特別な事前の情報提供をするというのは非常におかしい。これは廃止すべきではないかと私は思います。それぞれの特許を開発した段階で、研究者が特許申請して権利を守っていればいいと思います。ヒューマンサイエンス振興財団でこれを総合的にやる必要というか、余り私は意味を見出せないということをお願いしておきます。

○田代仕分け人 何度も基盤研との話が出てまいりました。基盤研との違いは確かにあると思います。その違いがあるから分けているという意味ではなくて、違いは勿論あるでしょうが、向かうところは同じような目標で向かっているのではないかと。やはり総合力を高めていくというのが、これからの日本で非常に大事なことだと思うので、違いがあるから分けるではなくて、違いがあるけれども、それを一緒にして更にプラスの方向に持っていかうとか、そういう方向でかじを切っていただきたいと思います。

○中山仕分け人 私は基盤研との違いはないのではないかと初めは思っていたんですけども、大分今日の御説明で、やはり官民の取組みとしてベースをしっかりと固めるという意味合いで、存在意義はあるんだなということがわかりましたので、あとは先ほどお話がありました志と組織目標を高めて、よりリードできるように頑張りたいと思います。今回のシュリンクも意欲的な計画を立てられているので、その中で志高く、より高い成果を期待しています。

○建石仕分け人 1つには医療の最先端に行くことなので、国家戦略でもって国がしっかりと方向性を定めてやってもらいたいということです。確かにいろいろと企業が世界的なつながりの中で企業自身も戦略を持ってたくさん研究を抱えているというのが実情だと思うんです。ただ、その場合はお金がかかってということで、研究費がかかって、それが国民の方に跳ね返ってくる可能性があるかと思うんですけども、いずれにしてもこの財団の公共性を高めるためにも、賛助会員にも提供できるような大らかな気持ちでやってもらいたいと思うんです。ただ、もらいたいと思うけれども、そういう補助金と賛助会員で成り立って、会員だけのサークル的な活動というのは問題があるのではないかと考えています。

○仁田仕分け人 私のコメントですが、1つは先ほどの研究資源供給事業で、これは必要なものですので、先ほど「改革案が妥当」に印をしましたが、確実に事業を継続されるように厚労省は全面的にバックアップしていただきたい。

TLOについては、こういうものは素人ですので評価は難しいんですけども、もう少し成果が上がってもいいのではないかと気はしますので、もしそれが現状この程度であるということであれば、投入しているお金が低いのか、それとも仕事のやり方が悪いのか、具体的な再検討をなさるのがよいのではないかと考えました。

これはただの感想ですけども、みんなで集まっていろいろ研究会をやって、情報を集めてボトムアップというのは、いかにも日本らしいなと思いますが、一面でやはり研究のある方向を出していくためには、熟練した評価能力のあるそういう研究と評価ができる人

を、アメリカ風に言うとPDになりますけれども、そういう人にかなり権限を与えて、それで思い切ってやってみるというような仕組みも一応検討されてはいかがかなと思います。この団体がやるのがいいかどうかはわかりませんが、その辺が日本の多分、日本の研究評価体制の弱点なのかもしれないなと思っていますので、厚労省全体としてそういうことも検討していただけるとありがたいと思います。

大変申し訳ありません。司会の不手際で予定時間をかなり超過して30分ほど皆さんに残業させてしまいました。

○総括審議官 評価結果だけ御報告させていただきたいと思います。

1つ目の政策創薬総合研究事業でございますが、改革案で不十分が5人、妥当がお一人でございます。5人は割れているんですが、事業そのものを廃止がお一人、国で直接実施がお二人、他の民間法人で行うべきというのをお一人、この法人で継続するが、更なる見直しがお一人という中身でございます。

2つ目の研究推進事業でございますが、改革案で不十分が3人、改革案妥当が3人になっております。改革案自体が廃止ですので読み方が難しいんですが、改革案で不十分の方のうちのお一人は事業そのものは廃止ですので、同じ評価かもしれないと思います。お二人は国で直接実施ということでございます。

3つ目のTLOでございますが、これについては改革案では不十分が6人全員でございますが、事業そのものを廃止すべきという方がお二人、他の法人がやるべきというのをお一人、この法人で継続するが、更なる見直しが必要というのが3人でございます。

研究資源供給事業でございますが、これも改革案自体が独法で一体化なので読み方が難しいんですけども、改革案で不十分が4人、改革案で妥当がお二人でございます。不十分という方のお一人は事業そのものを廃止でございます。事業廃止、独法で直接実施は多分改革案と同じことかなと思います。あとの二人は他の民間法人で実施すべきという中身になっております。

組織運営体制につきましては3人の方が不十分、3人の方が妥当という中身でございます。

どうもありがとうございました。

○仁田仕分け人 コメントはいかがでしょうか。

○厚生労働事務次官 今日は政務三役が欠席いたしまして、大変失礼いたしました。

今日いただきました御議論は財団の運営の在り方から、更に創薬研究の在り方まで含めて幅広い御意見をいただきましたので、政務三役に伝えたいと思います。

本日はありがとうございました。

○仁田仕分け人 それでは、本日の議事はすべて終了しました。どうもありがとうございました。長時間御苦勞様でございます。